ISSN 0919-1070
No.124-125=2010年３月号

●いんふぉめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◇ 日本の第３回報告書審査（今年５月）に向けて
～ 国連・子どもの権利委員会予備審査の報告～
平野裕二（代表委員／子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）　2

◇ “アジア子どもの権利フォーラム 2009” 開催される　連載１
子どもの権利条例東京市民フォーラム　加藤千鶴子　11

◇「国連 子ども（児童）の権利条約と日本」
緊急院内セミナー 2010/3/4　報告
NPO こども福祉研究所　理事　谷川由起子　14

◇ 第 10 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告①
四日市ジュニア・アンサンブル　16

◇ 第 10 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告②
にこにこ学級　19

◇ 第 11 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項　22

★ DOCUMENT（No.101）子どもの人権と教育関係の報道と記録から　24

★ DOCUMENT（No.102）子どもの人権と教育関係の報道と記録から　36

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

日本の第３回報告書審査（今年５月）に向けて ～国連・子どもの権利委員会予備審査の報告～

平野裕二（代表委員／子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）

国連・子どもの権利委員会による日本の第３回報告書審査が、いよいよ第 54 会期（2010 年５月 25 日～６月 11 日）に行なわれる。第３回報告書に加え、２つの選択議定書に関する第１回報告書の審査も行なわれるので、審査には５月 27 日（木）終日および同 28 日午前中の３会合（9 時間）が充てられる予定である。

この間、子どもの人権連も参加している「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」（事務局・子どもの権利条約総合研究所）では、委員会に NGO レポートを提出し、２月３日にジュネーブで行なわれた予備審査（会期前作業部会）にも参加して委員会への情報提供を行なってきた。『いんふぉめーしょん』誌上での報告が十分でなかったことをお詫びしつつ、この間の動きについてまとめて報告する。

「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」の NGO レポート

子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議が昨年（2009 年）11 月に委員会に提出した NGO レポートの内容は、**資料２**の通りである。

連絡会議が第１回審査時に委員会に提出したレポート（当時は子どもの人権連と反差別国際運動日本委員会〔IMADR-JC〕名で提出）は、審査の最後に複数の委員から「日本政府はこのレポートに掲げられた勧告を参考にするべきである」という趣旨の指摘が行なわれるなど、高い評価を受けた。また、第２回審査時には、連絡会議が強調した「権利基盤アプローチ」の重要性が委員会によって積極的に受けとめられ、総括所見の基調のひとつとなった。

今回の NGO レポートも、委員会の報告ガイドラインにしたがった網羅的レポートとし、各分野についてとくに重要と思われる諸問題を指摘して、政府・国会がとるべき対応を具体的に提言している。問題点の指摘と提言を行なうにあたっては、従来どおり、条約の規定および委員会によるこれまでの勧告を基本としつつ、委員会の一般的意見、他の人権条約機関（自由権規約委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会等）が日本に対して行なってきた勧告等も適宜参照するように努めた。

とりわけ、実施に関する一般的措置、一般原則（とくに差別の禁止）、児童福祉、教育、少年司法等の分野については、十分な進展が見られず、それどころか子どもの権利に逆行するような動きも少なからず見られることから、詳細な指摘を行なっている。第３回報告書を作成した自公政権が委員会の勧告に誠実に対応してこなかったため、これまでのレポートにおける指摘を繰り返さざるを得なかった箇所も多いが、子どもの貧困など、この間あらためて可視化されてきた問題も新たに取り上げた。また、５月に予定されている本審査には現政権の代表団が出席するので、政権交代後の動きについても可能なかぎり反映させている。

なお、前述のとおり、今回は２つの選択議定書に関する第１回報告書についての審査もあわせて行なわれる予定である。このうち、「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書」については連絡会議としても情報を提供したが、「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」については、現段階ではそれほど大きな問題はないと考え、あえて触れていない。

予備審査（２月３日）と事前質問票

委員会による予備審査（会期前作業部会）は、2月3日、およそ4時間半（午前10時～午後1時／午後3時～午後4時半）をかけて行なわれた。

なお、委員会は現在２つのグループに分かれて同時に２か国の報告書を審査しているため、日本の報告書審査を担当する委員は９名である。一連のプロセスを主導する「国別報告者」には、条約本体についてクラップマン委員（ドイツ）、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についてポラー委員（ウガンダ）、子どもの売買・子ども買春・子どもポルノグラフィーに関する選択議定書についてクンプラパント委員（タイ）が選ばれている。議長はゼルマッタン副委員長（スイス）である。第２回審査で日本の国別報告者を務めた李委員長はもうひとつのグループで議長を務めるため、日本の報告書審査には参加しない。ただし、総括所見は委員会の全体会合で審査のうえ採択される。

日本からは、過去２回の審査と同様に、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議、日本弁護士連合会（日弁連）、第３回子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会（事務局・DCI日本支部）の計３団体が会期前作業部会に出席し、それぞれ５分程度のプレゼンテーションを行なった上で、委員から出された数多くの質問に答える形で情報提供を行なった。

連絡会議が行なったプレゼンテーションの内容は**資料１**のとおりである。時間制限があるため一部読み上げを省略したが、委員には全文を配布している。第２回審査で勧告された「権利基盤アプローチ」がこの間一顧だにされてこなかった経緯を踏まえ、今回のプレゼンテーションでは、「子どもの権利基本法」(仮称）の制定、実効性のある実施・調整・監視機構の設置など、条約実施の前提となる制度的基盤を整備する必要性についてあらためて強調した。会期前作業部会は非公開であるため、その後の質疑応答の詳細について明らかにすることはできない。

予備審査の結果を踏まえ、条約本体および２つの選択議定書のそれぞれについて事前質問票（論点一覧、List of Issues）が作成され、政府に送付された。その概要は次のとおりである。5月の本審査では、主としてこれらの問題に焦点が当てられることになろう。

〔条約本体〕

⑴　裁判における条約の適用
⑵　条約のあらゆる分野を網羅した「子どもの権利基本法」の制定
⑶　条約実施に関する総合的・包摂的調整機関
⑷　構想中の「人権委員会」の権限等／地方の子どもオンブズパーソン
⑸　条約の普及および専門家の研修
⑹　市民社会との協力の組織化
⑺　ODAにおける人権（とくに子どもの権利）の考慮
⑻　婚外子差別および民族的マイノリティの子どもに対する差別への対応
⑼　子どもの最善の利益原則を反映した法令／出入国管理・難民関係事案における同原則の適用

⑽　子どもの意見の尊重の原則を反映した法令
⑾　改正児童虐待防止法の実施／子どもの暴力・虐待等に対応するためのその他の措置
⑿　不利な立場に置かれた子ども（とくにひとり親家庭の子ども）に対する金銭的その他の支援／扶養義務の履行の確保
⒀　少子化社会対策基本法・少子化社会対策大綱・次世代育成支援対策推進法の実施状況
⒁「子どもの攻撃的、自傷的および社会退行的行動」（暴力、いじめ、ひきこもり、自殺等）への対応／「子どもとその親・教員とのコミュニケーションおよび関係を支援し、かつ学校・教室における人間関係の雰囲気を向上させるため」の措置
⒂　学校等で学力のみならず「人格および才能ならびに精神的・身体的発達のホリスティックな発達」を確保するための取り組み／人権教育および学校における子どもの権利の実践
⒃　少年司法（とくに子どもが成人として取り扱われないことを確保するための措置）
⒄「前回の総括所見が限定的にしか実施されてこなかった」理由
⒅　条約実施における最優先課題

（その他、子どものための予算配分、代替的養護の対象とされている子どもの人数および関連予算額、虐待等の被害を受けた子どもの人数、子どもの自殺件数、外国籍の子どもの就学率、人身売買の被害を受けた子どもの人数および関連訴追件数についてのデータも求められている。）

〔子どもの売買・子ども買春・子どもポルノグラフィーに関する選択議定書〕

⑴　選択議定書で対象とされている犯罪（子どもセックス・ツーリズムを含む）の認知件数、訴追・処罰状況、被害を受けた子どもへの対応（人身売買被害者の送還・帰還も含む）等についてのデータ
⑵　選択議定書の実施の調整機関
⑶　選択議定書の実施の監視機関
⑷　人身売買の被害を受けた子どもの通過国・出身国との協力状況（被害者の帰還・社会的再統合に関する情報も含む）
⑸　被害児保護のための立法上その他の措置
⑹　関連の組織犯罪と闘うためにとられた措置（ここでは子どもポルノグラフィーとの関連で「コミックにおける子どもの描写」についても取り上げられている）
⑺　とくに被害を受けやすい立場にある子ども（ストリートチルドレン、保護者のいない庇護希望者の子ども、居住型養護施設に暮らしている子ども等）の被害防止措置

〔武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書〕

⑴　選択議定書の普及
⑵　武装集団による子ども兵士（18 歳未満）の徴募・使用をとくに禁ずる刑法上の規定の有無
⑶　子ども兵士関連の戦争犯罪に関する域外裁判権
⑷　自衛隊員（とくに PKO 要員）を対象とした選択議定書に関する研修
⑸　武力紛争地域からやってきた庇護希望者・難民の子どもに関するデータ／兵士として利用されていた可能性がある庇護希望者・難民の子どもへの援助
⑹　子どもが武力紛争に関与している国への小火器・軽火器の輸出等および軍事援助の禁止

５月の本審査に向けて

条約本体についての事前質問票で取り上げら

れている問題は、これまでの審査でも繰り返し触れられてきたものがほとんどである。ただし、⑶入管問題における子どもの最善の利益原則の考慮など、第２回審査で取り上げられたにも関わらず総括所見には反映されなかった問題も含まれている。また、⑿不利な立場に置かれた子ども（とくにひとり親家庭の子ども）に対する金銭的その他の支援についての質問は、近年日本でも可視化されてきた子どもの貧困に関わるものであり、審査でどのような議論が行なわれるのか、注目される。また、⑵「子どもの権利基本法」にはっきりと言及している点も興味深い。

他方、委員会が政府に対して行なっている質問は全体として一般的・抽象的であり、政府から有効な回答を引き出せるかどうか、心もとない部分もある。本来、政府報告書の該当パラグラフを示したうえで、より具体的な質問を行なうべきである。

⒂「あらゆる段階の学校その他の教育機関で、高い成績とあわせて人格および才能ならびに精神的・身体的発達のホリスティックな発達を確保するための取り組みについて、情報を提供されたい」という質問に至っては、委員会が何を問題にしようとしているのか、過去２回の審査に通暁している者以外には理解されまい。⒃少年司法に関する質問も、あまりにも具体性を欠く内容である。

ともあれ、政府は事前質問票に関する文書回答を（可能であれば）４月６日までに提出するよう要請されている。過去２回の審査も踏まえて委員会の関心事をしっかりと把握し、日本における子どもの権利保障の実態がよく理解できるような情報提供を行なうことが必要である。子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議としてもあらためて追加情報を提供し、５月 27 ～ 28 日にかけての審査が少しでも建設的かつ効果的なものとなるよう努力していきたい。

【資料 1】会期全作業部会におけるプレゼンテーション

ありがとうございます、議長、委員のみなさま。

わたしたちは、これまで２回（1997 年、2003 年）、日本政府報告書に対応した NGO レポートを子どもの権利委員会に提出し、審査をオブザーブすることなどを通じて委員会に情報提供するとともに、総括所見のフォローアップをしてきました。

ところが、第３回日本政府報告書は、これまでの２回の報告書からほとんど進歩していない内容となっています。むしろ後退したといえます。日本では、子どもの権利と密接な関係にある子どもたちの自己肯定感が低下し、また経済格差や貧困の拡大により子どもたちの生活の基盤が崩されるなど、子どもと子どもの権利を取り巻く状況はいっそう厳しくなっているにもかかわらず、この政府報告書からはそのような子どもの実態が見えず、条約の実施の問題点や課題が明確になっていません。このままでは、条約の報告制度はいっそう形骸化し、子どもの権利委員会における建設的な対話は期待しえません。

しかし、この政府報告書作成後に政権交代があり、新政府のもとで条約実施の姿勢が変化することが期待されます。そのためにも、予備審査後に求められる日本政府の「追加情報」において、この政府報告書の問題点をできるかぎり改善する中身のある報告書を委員会に提出し、委員会における報告審査に誠実な対応をすることが望まれます。

委員には、昨年 11 月に提出した NGO レポー

トに最新の日本の情報を入れた修正版をお配りしています。詳細はそれをご参照ください。

第３回日本政府報告書の主要な問題点

条約の実施については、2つの選択議定書の批准、子どもの権利擁護を強化する児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法の改正など評価すべき点が見られるものの、第3回政府報告書については、以下のような主要な問題点があります。

① 第3回政府報告書は、「第2回政府報告書パラグラフ○○参照」などで済ませている箇所が非常に多く、第2回報告書以降の条約の実施状況を誠実に検証し、実施の課題を見つけようという基本的姿勢に欠けます。

② 2004年の第2回総括所見はほとんど実施されておらず、委員会の総括所見（勧告）に誠実に応答しているとはいえません。例えば婚外子差別の解消は、子どもの権利委員会による2回の総括所見で勧告され、また他の人権条約機関の総括所見でも再三勧告されているにもかかわらず、改善されていません〔NGOレポート修正版　3A－3〕。

③ 条約に関する基本的理解が不充分です。子どもの権利委員会の一般的意見を参照していないこともあって、とりわけ、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重等の条約の一般原則について不充分な理解が目立ちます〔3A～D〕。例えば、政府報告書は学校における校則の制定、カリキュラムの編成等について、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象にならないとしています〔3D－2〕。

④ 「子どもの権利基盤アプローチ」がふまえられていません。例えば、「子ども・子育て応援プラン」など子どもをタイトルに掲げながら、少子化対策に終始し、子どもの権利や子ども支援の視点と内容がほとんど入っていない計画がつくられています〔1－4ほか〕。また教育の分野では、2006年の教育基本法の全面改定により、法体系が教育への権利保障から国による教育統制へと大きく変えられました〔7－3〕。さらに、少年法の「改正」は条約や委員会の勧告に反する内容を多く含んでおり、その悪影響は様々に生じています〔8Bおよび資料3〕。

⑤ 重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えません。例えば、第2条の差別の禁止との関連ではまったくデータが挙げられておらず〔3A〕、また、朝鮮学校に対してヘイトクライムに基づく脅迫、教育活動妨害事件も起こっていますが、このような事件を含め差別の実態については何もふれられていません〔3A－5〕。また、ひとり親家庭数の概数すら発表されていないなど、子どもたちがかかえる深刻な成長発達や家族の問題について支援の基礎となる数値も把握されていません。教育分野では、不登校、高校中退、いじめ、自殺、体罰などに重要なデータを記載せず、意図的に実態を隠しているとしか思えません〔Ⅶ〕。それどころか、不登校の子どもに対する政策では、子どもの権利、最善の利益の確保等の視点が充分ではなく、学校復帰に固執する対応がなされ、不登校の子どもたちの多様な学びや育ちが保障されていません〔7－9〕。この点については、レポートの資料1および2をご覧ください。とりわけ、フリースクールに通う子どもたちが条約を学びながらまとめあげた「不登校の子どもの権利宣言」および子どもたちの意見をお読みください。さらに、体罰に

ついては、文部科学省がそれを事実上「容認」するかのような通達を出しています〔4－5〕。

⑥ 自治体では、条約の趣旨や規定に基づき、子どもの権利条例の策定やオンブズパーソンの設置などが取り組まれていますが、これらは自治体独自の努力によって実現しているものです。政府はこれらの取り組みに対する支援をしてはいません。

⑦ 政府は、第３回政府報告書の作成にあたり、市民・NGO との「意見交換」の機会は４回ありましたが、これまで報告審査に関わってきた市民・NGO から出された要望・提案はほとんど反映されていません。また、条約の実施状況について子どもたちの声を聴く試みもありませんでした。２つの選択議定書の報告書作成については、「意見交換」すらしていません。

「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」の日本政府報告書について、その問題点と課題を簡単に指摘します。

児童買春・児童ポルノ禁止法、出会い系規制法等の制定や改正などの立法措置をはじめとして、政府はこの分野の取締りを強化しています。しかし、インターネット上で買春やポルノの被害に遭う子どもの数は増加しています。また、ジュニアポルノの被害に遭う子どもも増加しています。

政府は、「第３回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」で採択されたリオ協定（宣言と行動計画）を国民に周知し、実行に移すことが必要です。とりわけ、子どもを搾取するバーチャルな画像や描写を含む子どもポルノの製造、提供・配布、意図的な入手および所持を違法化すべきです。また、たとえ子どもとの身体的な接触がなくとも、そのような画像の意図的な使用・アクセス・閲覧を規制すべきです。同時に、子どもポルノの被害に遭った子どもが適切な保護・ケアを受けることができるようにすること、適切なメディア・リテラシー教育を含む性教育や人権教育を子どもおよびおとなに提供することなどが必要です。

「建設的な対話」「効果的実施にむけての追加情報」について

第３回政府報告書が、上のような基本的な問題点をもつため、全体としては少なくとも次のような「追加情報」が必要です。個別の内容については、レポートの各項目を参照してください。

① 第２回総括所見の実施状況について、勧告項目ごとに簡潔に記載すること

② とくに差別の禁止、不登校・高校中退・いじめ・自殺・体罰、虐待、少年司法等にかかわる子どもの実態や施策の効果に関するデータを明示すること

③ 新政権の下での政策転換について簡潔に記載すること

④ 条約の実施、とくに総括所見の効果的な実施を促進・監視する体制・システム、および子どもの権利救済のための独立した子どもオンブズパーソン制度の構築についての展望を記載すること

⑤ 子ども施策を効果的かつ総合的に推進するための政府組織＝省庁の設置、および子どもの権利保障を推進する基盤となる「子どもの権利基本法」（仮称）の制定についての展望を記載すること

⑥ 自治体における条約実施について情報を収集し、その成果と政府による支援の課題について記載すること

⑦ 2010 年２月の予備審査から本審査までの間に、条約に関連する NGO と「建設的な

対話」の機会を設け、その結果をふまえて、追加情報を作成すること

なお、条約の効果的な実施という面では、子どもの権利委員会に対する個人通報を可能とする条約第３選択議定書の早期策定が求められます。日本政府が第３選択議定書の制定に積極的に貢献するよう、わたしたちからも働きかけていきます。

議長、委員のみなさま　ありがとうございました。

【資料２】「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」の NGO レポート目次

はじめに

Ⅰ．条約諸規定の実施のための一般的措置

1－1. 留保は適用範囲の明確化を、解釈宣言は撤回を

1－2.「保護」に偏重した国内法の改正

1－3. 条約を適用しない裁判所

1－4. 子どもに関する包括的な政策は未だ策定されていない

1－5. 政策調整機関が依然存在しない

1－6. 充分なデータを収集・提示していない

1－7. 国レベルの独立した権利監視システムがない

1－8. 構造的な不況下で子どもの最善の利益を充分に考慮しない予算策定

1－9. 子どもの貧困化が進行し、権利保障をいっそう困難にしている

1－10. 国際協力において市民社会との協力が不充分

1－11. 教育分野 ODA における基礎教育への支援の問題点

1－12. 質・量ともに不充分な条約および委員会の勧告等の広報

1－13. 市民・NGO といっそうの対話・協力が必要

Ⅱ．子どもの定義

2－1. 子どもの定義

Ⅲ．一般原則

3A. 一般原則：差別の禁止

3A－1. 差別解消のための積極的措置が不充分

3A－2. 女性差別撤廃の努力に対するバックラッシュ

3A－3. 婚外子差別を正当化し続けている

3A－4. 権利保障とインクルージョンを基本とした障害者政策になっていない

3A－5. 朝鮮学校に対する制度的な差別

3A－6. 日中のはざまで差別を受ける中国帰国者の子どもたち

3A－7. 依然として差別が残っている被差別部落の子どもたち

3A－8. アイデンティティ・文化・言語を奪われたアイヌ民族の子どもたち

3A－9. 同化政策の結果や米軍基地の存在に苦しむ沖縄の子どもたち

3A－10. 自らの言語・文化を保障されない外国籍の子どもたち

3A－11. 教育・医療・社会保障へのアクセスを否定される外国籍の子ども

3B. 一般原則：子どもの最善の利益

3B－1. 立法における子どもの権利保障および子どもの最善の利益原則を

3B－2. 諸政策の決定プロセスで子どもの最善の利益は充分考慮されていない

3C. 一般原則：生命・生存・発達への権利

3C－1. 最低基準の不充分さによる事故で命を奪われる子どもたち

3C－2. 教育ストレスで苦しむ子どもたち

3C－3. 米軍基地の存在で生命・生存・発達を脅かされる子どもたち

3D. 一般原則：子どもの意見の尊重／子どもの参加権

3D－1. 子どもの意見表明および意見の尊重は充分に確保されていない

3D－2. 学校における意見表明・子ども参加は依然として困難なまま

3D－3. 立法・政策立案における子ども参加の問題状況

Ⅳ. 市民的権利および自由

4－1. 依然として不充分なプライバシーの保護

4－2. 子どものメディア環境とメディア・リテラシーの問題点

4－3. 国旗・国歌の強制で侵害される子どもの思想・良心の自由

4－4. 適正手続きを欠く校則規定

4－5. 学校暴力に対する取組は不充分どころか条約に逆行している

Ⅴ. 家庭環境及び代替的な監護

5－1. 子どもの最善の利益を無視した父母からの分離

5－2. 子どもの最善の利益を考慮した家族の再統合を

5－3. 一時保護手続きの不備

5－4. 子どもの養育費確保の政策の問題点

5－5. 依然として施設偏重の代替的養護

5－6. 不充分な施設養護水準

5－7. 施設内での不充分な子どもの権利保障

5－8. 不充分な里親家庭への支援

5－9. 子どもの最善の利益が考慮されていない養子縁組制度

5－10. ハーグ条約を批准し国際養子縁組に対する特別法制定を

Ⅵ. 基礎的な保健および福祉

6－1. 障害者自立支援法は障害のある子どもへの福祉を後退させている

6－2. 特別支援教育における人的・物的条件の不足

6－3. 思春期の子どもを対象とした総合的サービスがない

6－4. 思春期の子どもの精神的健康のための対応は不充分

6－5. 食育の問題点

6－6. 性行為感染症の急増とリプロダクティブ・ヘルス教育への抵抗

6－7. 待機児童と「保育の質」をめぐる問題

6－8. 児童扶養手当の支給制限のために困窮する１人親家庭

6－9. 廃止された生活保護の母子加算

Ⅶ. 教育、余暇及び文化的活動

7－1. 教育制度の競争的性質は緩和されていない

7－2. 子どもの権利を基盤せず、教育現場を無視した「教育改革」プロセス

7－3. 条約の趣旨や規定に逆行する教育基本法「改正」

7－4. 子どものニーズに追いつかない教育条件整備、悪化する教職員の勤務状況

7－5. 高等学校における教育の機会の不均等

7－6. 障害がある学生が高等教育へ進学する上での困難

7－7. 依然として深刻ないじめ問題

7－8. 学校復帰に固執する不登校政策

7－9. 教育への権利を適切に保障するためにオルタナティブ教育が認められるべきである

7－10. 学校運営への児童生徒・保護者・地域住民の参加が充分ではない

7－11. 人権教育・子どもの権利教育はむしろ後退している

7－12. 依然として改善が見られない教科書検定制度

Ⅷ. 特別な保護措置

8A. 特別な保護措置：人身取引、性的搾取

8A－1. 不充分な子どもの人身取引対策

8A－2.「非行少年」として扱われる性的搾取の被害者

8A－3. 子どもの視点の欠落した防災基本計画

8B. 特別な保護措置：少年司法

8B－1. 少年法「改正」の問題点

8B－2. 年齢にかかる「改正」

8B－3. 身体拘束

8B－4. 適正手続・弁護士の援助

8B－5. 処遇

8B－6. 少年司法にかかる政策

8B－7. ネガティブキャンペーンのひろがりとその影響

子どもの権利条約「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」

“アジア子どもの権利フォーラム 2009” 開催される　連載 1

子どもの権利条例東京市民フォーラム　加藤千鶴子

■はじめに

国連子どもの権利条約批准 20 周年の節目の年となった昨年 11 月 18 日～ 20 日、“アジア子どもの権利フォーラム 2009” がソウル市を会場に初開催された。タイの参加が急遽見送られたことは残念であったが、モンゴル、中国、韓国、日本が一堂に会すフォーラムが実現したことは、アジアの子どもの権利実現に向け、新しい一歩をともに踏み出す上で意義深い機会となった。

■記念講演

李亮喜さん（国連子どもの権利委員会委員長／成均館大学校人間科学部長）

“アジア子どもの権利フォーラム 2009” は、プレ・ミーティングが行なわれた 11 月 18 日を含む 3 日間が会期。

フォーラム初日の 11 月 19 日は、まず、韓国子どもの権利学会を代表して安東賢さんと、日本から（国連 NGO）子どもの権利条約総合研究所代表の喜多明人さんが登壇、開会を宣言し、韓国側から全在姫さん（保健福祉家族部長官）、朴東銀さん（ユニセフ韓国委員会委員長）が祝辞を述べた。

続く記念講演には、国連子どもの権利委員会委員長で成均館大学校人間科学部長の李亮喜さんが登壇。「国際社会における子どもの権利状況と課題～国連子どもの権利条約 20 周年を記念して」と題して基調講演を行なった。

講演で李さんは、これまで、国連子どもの権利条約の原則、条項並びにそこに示された権利基盤型アプローチに一致するために必要なあらゆる措置をとることを各国に働きかけてきた。すなわち、子どものための立法措置や要請措置などを、子どもに対する恩恵や保護ではなく子どもの権利を保障し充足する観点から行なうこと。締約国が子どもの最善の利益を優先に、条約において認められた子どもの権利実現のため、子ども・市民・NGO が参加する手続きを経て全ての措置を講ずることとし、特に子どもの参加と意見表明権の実施、子どもの権利擁護・権利救済をはかるオンブズ制度の進展を各国に求めてきた。

さらに、条約採択 20 周年を期に、国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度＝個人通報制度のための選択議定書策定の決意についてふれ、国連総会での発議に理解が広がっていること、また、すでに欧州各国では選択議定書策定～採択を求める動きが活発化している

ことなど国際動向を報告。権利の保持者としての子どもの法的地位を強化する手立てとなることから、新たな選択議定書の発効と制度の創設が必要であり、このフォーラムをアジア地域から制度創設を求める枠組みとし、実現に向かう国際的なスタートラインとしたいと、強く訴えた。

■第 1 セッション

アジア各国における子どもの権利条約の履行状況

いよいよ、同日午後に開始の「第 1 セッション」では、そのテーマを「アジア各国における子どもの権利条約の履行状況」とし、日本からは子どもの権利条約総合研究所副代表で東洋大学教授の森田明美さんが登壇。日本の福祉分野における子どもの権利条約の実施状況について報告、問題提起した（連載 2 で後述）。

さらに各国から条約の進捗状況について報告があり、その後全体質疑・意見交換が行なわれた。モンゴルからは乳幼児の死亡率にこの間大きく改善が見られたなど、基礎的な保健衛生の進展にかかる報告がされるなど、アジア地域の解決すべき諸課題を広く共有するセッションとなった。

■第 2 セッション

子どもの権利モニタリングの考え方と方法

翌 11 月 20 日に行なわれた「第 2 セッション」のテーマは、初日の李亮喜さんの講演と対をなす、今回のフォーラムの大きな主題である「子どもの権利モニタリングの考え方と方法」。発表者は子どもの権利条約総合研究所事務局長で山梨学院大学教授の荒牧重人さんが担った（連載 2 で後述）。

その後、子どもの人権連代表委員で ARC（Action for the Rights of Children）主宰・平野裕二さんをコーディネーターに、①条約報告書の作成、②モニタリング機構等、の 2 項に焦点化した討論が会場を埋めた市民を含む各国代表間で活発に行われた。さらに指定討論では、各国の子どもの権利条約報告書の作成に子どもの参加と意見表明を実現した具体的事例や、日本側からは吉永省二さん（千里金蘭大学教授）が川西市子どもオンブズパーソン条例の制定と実施を事例に子どもに寄り添い、支える、自治体から実施する子どもの権利擁護・救済制度の必要性と重要性について発言。全体討論では、日本の自治体発子どもの権利条例・オンブズパーソン条例の取り組みについて評価とともに大きく注目が集まり、子どもの権利委員会の総括所見でもある独立性等を確保した人権擁護法案化とその法制化、実施に向けるための展望にいたる議論が展開された。子どもの権利擁護と救済機能をどのように社会が備え、発展させるかは都市化と少子化が進むアジア地域に共通の課題点であることが明白となったセッションであった。

アジア地域で初の多国間交流と協議の場となった今回のフォーラム。プログラムの終盤では、「アジア子どもの権利フォーラム宣言」が提案、議論され、2 年後には東京を開催地とすることを含めアピールが採択、3 日間にわたった国際会議が幕を閉じた。

「国連 子ども（児童）の権利条約と日本」緊急院内セミナー 2010/3/4　報告

NPO こども福祉研究所 理事　谷川由起子

この緊急院内セミナーは、NPO/ 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所の呼びかけで国内の NGO/NPO が協働し、衆議院第 2 議員会館内会議室で開催された。国会のスケジュールをやりくりし、昼休みを利用して出席した国会議員の方々が 10 名、秘書などの議員の代理の方が約 30 名、NPO/NGO 等の関係者が約 20 名の参加で満員になった会議室において、子どもの権利条約総合研究所 副代表の森田明美さんがセミナーの開始を宣言し、続いて呼びかけ人を代表して子どもの権利条約総合研究所 代表の喜多明人さんから挨拶と趣旨説明がおこなわれた。

最初のテーマは「子どもの権利条約の実施に関する第 3 回日本政府報告書審査に向けて、日本がなすべきこと」についてであった。まず背景となる仕組みを簡単に説明すると、「子どもの権利条約の実施に関する政府報告書審査」とは、国連・子どもの権利委員会が条約締結国から 5 年に 1 度提出される情報などに基づいて、条約の実施状況を検討し、「総括所見（最終見解)」において問題点の指摘と解決のための措置の勧告をおこなうものである。この政府報告書→総括所見のプロセスに先だって行われるのが「会期前作業部会」であり、2 月 4 日にジュネーブにて非公開で開催された。 日本からは子どもの人権連が参加する「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」(子どもの人権連代表委員からは平野裕二、森田明美、が参加)、「日本弁護士連合会」、「第 3 回子どもの権利条約市民･NGO 報告書をつくる会」の代表が出席して、それぞれが提出した NGO レポートに基づく情報提供と議論をおこなった。この会期前作業部会の内容に基づいて子どもの権利委員会が作成した「事前質問票 (List of issue)」に対して、政府が 4 月 6 日までに文書回答を提出し、5 月 27 日・28 日に同じくジュネーブにて本審査が行われる予定になっている。

院内セミナーではこの「事前質問票」の内容と、本審査に向けて国会議員に望むことについて、子どもの権利条約総合研究所 事務局長 荒牧重人さんと、子どもの人権連代表委員 平野裕二さんから説明された。事前質問票では広範な指摘がされていて、例えば・子どもの権利基本法の制定を計画しているか・婚外子及び民族的マイノリティに属する子どもへの差別に対してどのような措置をとってきたか・不利な立場におかれた子どもへの支援がどのようにおこなわれているか・学校において子どもの権利はどの程度実践されているか　等多岐にわたる内容である。一方、国会議員に当面望むこととしては、これから提出される「追加情報」が適切な内容になり、本審査に出席する政府の代表団が適切に構成されるよう政府に働きかけること、「子どもオンブズパーソン制度」の構築、子ども施策を効果的・総合的に推進するための政府組織の設置、子どもの権利基本法の制定を政府に働きかけること等の提言があった。

セミナーの後半は、セーブ・ザ・チルドレンジャパン シニアアドバイザーの森田明彦さんから、国連子どもの権利委員会へ個人が申し立てできる制度の確立を求めた提案をおこなった。世界にある9つの国際的人権条約のうち、子どもの権利条約だけが個人通報制度を持っていないとのことで、世界中のNGOが参加して、キャンペーンをおこなっているとのことである。

参加した国会議員からは様々なタイミングで発言があった。(順不同)瑞慶覧長敏衆議院議員、小宮山洋子衆議院議員、津川祥吾衆議院議員、井戸まさえ衆議院議員、姫井由美子衆議院議員、那谷屋正義参議院議員、谷博之参議院議員、神本みえ子参議院議員、高橋千鶴子衆議院議員から、それぞれの議員が子どもの権利に関して活動している内容や思いなどと共に、このセミナーの内容について賛同の意思と応援メッセージが送られた。最後に今回の院内セミナー実施にあたって紹介議員となっていただいた大河原雅子参議院議員より、今後もこのようなセミナーを継続的に実施し、市民と政治家が連携して、子どもの権利を守る仕組み作りを強力に推進していきたいというメッセージがあり、熱気に満ちた1時間のセミナーが終了した。

第 10 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告①

三重県　四日市市　四日市ジュニア・アンサンブル

1　練習場は子どもたちのほっとする居場所

四日市ジュニア・アンサンブルは、1988 年 11 月に活動を始め、現在は四日市市を中心に周辺市町 20 校園から集まる子どもたちの音楽団体です。

・私にとって練習場は第 2 の学校だと思っています。けんかは本当にないし、団員のほとんどがちがう学校のちがう学年だけど、みんなが同じ学校のクラスメートという感じです。(中 3 A さん)

・私は今あまり中学校に行くことができていないのですが、学校でだれにも自分のことを相談できません。でもジュニアではみんなが一つのことに向かってがんばり、みんな仲が良くていじめなんかは一切なく、だれにでも相談できて自分が一番安心して一日ずっといられる場所です。(中 3 B さん)

2　練習は子どもたちが自分たちで考えてすすめます

幼稚園から中学生まで年齢差がある団員構成ですので、年齢の小さい子どもたちが無理なく練習できるように、練習のなかみを上学年の子どもたちがよく考えてすすめます。

・私が小さい子になったつもりで、どうすればひきやすいか考えました。(中 2 C さん)

・小さい子どもたちにダンスのふりを一つずつ教えるのは大変でしたが、「どんなときも笑顔でね！」と言い続けました (中 2 D さん)

・「上手だから自信をもってね！」とはげましました。(中 1 E さん)

一年間練習を積み「第 20 回年にいちどのこんさーと」が 1 月 24 日に終わりました。

下学年の子どもたちの感想です。

・さいしょにオープニングをふいたときにきんちょうしました。でもたのしかったです。(小 2 F さん)

・本番少しわすれてしまったセリフがあった

けど、口パクでおしえてくれたので、最後までがんばってできました。（小４Ｇさん）

ご来場のお客様の感想です。

・１部の４曲はおとなでもむずかしい「剣の舞」などを、子どもたちが見事に完璧にマスターしていることに感心しました。目をつむって聞いているとその迫力はおとな以上のレベル。時に「ロミオとジュリエット」の曲紹介の子が、むずかしいカタカナのことばをかむことなくすらすらと言えたのには感心しました。曲間のスムーズな交代もよかった。今後の活躍をさらに期待します。
・とても楽しませていただきました。コマーシャルに使われている身近な曲も楽しかったです。
・子どもたちが頭と体を使ってよく音楽やセリフや体の動かし方を覚え、よく集中して演じている様子が立派でした。
・ミュージカル、キャスト一人ひとりのレベルが高くすばらしかった。オーケストラも舞台上の動きとぴったり合っており洗練されていました。
・大変すばらしいコンサートに感動しました。すべてが手作りで、学年も多岐にわたる中、演奏・合唱・ダンス・セリフ・司会役など、子どもたちだけで進行して、それらすべてを覚えて行ったことが、本当に大変でしたでしょうに、みんなが一つのものを作り上げるために一丸となっていた姿に涙があふれそうでした。一年間の学校や各家庭での行事や学業もあったでしょうに、すべて同時進行していたのかと思うと、本当に子どもたちの吸収力や能力の高さには驚かされます。帰り際、子どもたちが目を真っ赤にして入口に立っていた姿にまた感動しましたし、やり切った達成感やこれがラストコンサートになってしまう中３の子どもたちの名残惜しさみたいなものを感じて切なくなりました。きょうはこんなすばらしいエネルギーに満ちた時間を共にすごせたことを大変うれしく思っています。保護者の方々、そして感動を与えてくれた子どもたちに感謝申し上げます。感動をありがとうございました。

3　カンボジアの子どもたちのためにできること

自分たちでできることはないだろうか。そんな子どもたちの気持ちが高まって開いたのが、「100 円コンサート」［2007 年 3 月 24 日（土）］でした。集まった収益金は 25,000 円を越え、カンボジアに井戸が 1 本掘られることになりました。

2008.12.25 開催「クリスマス・チャリティ・コンサート」と 1.25 開催の演奏会、そして子どもたち自身で選曲、企画、練習、本番の進行まで進めた 2 回目の 100 円コンサート（2009.3.21）の募金合計が 3 万円を越えました。

そこで、カンボジアのバサックスラムへ 30 人の子どもたち 2 か月分のお米約 200kg の購入

に充ててもらう支援金として送りました。

2009 年 10 月と 11 月、カンボジアから担当者のお手紙と子どもたちの絵が届きました。

■カンボジアバサックスラムから届いた手紙（2009.10 月）

こんにちは。お元気ですか？カンボジアは今雨期で毎日のように雨が降っています。このたびは NGOMAKETHEHEAVEN バサックスラム米米マンにご支援いただきありがとうございました。

お預かりさせていただいた募金は、10 月分のバサックスラムのお米代（200kg 分）として使わさせていただきました。

カンボジアは 10 月から新学年がスタートします。

子どもたちはおかげさまで毎日元気に学校へ通って勉強したり友だちと遊ぶことができます。

本当にありがとうございます。

日本はだんだん寒くなってくると思いますが、四日市ジュニア・アンサンブルのみなさまも、元気で毎日を過ごせるようにカンボジアから祈っています。また来月分のお米もお預かりして募金を使わせていただく予定ですので届け次第また報告させていただきます。

NGOMAKETHEHEAVEN カンボジア事務所
バサックスラム担当より

■カンボジアバサックスラムから届いた手紙 ーその 2 ー（2009.11 月）

こんにちは。

先月に引き続き、バサックスラム米米マンにご支援いただきありがとうございます。

四日市ジュニア・アンサンブルのみなさまからお預かりした募金は、11 月分のバサックスラムに住む約 30 人の子どもたちのお米代（200kg 分）として使わさせていただきました。

先月から始まった学校も、おかげさまで元気に通うことができています。

また、季節の変わり目はいつも体調をくずす子が多いのですが、最近はとても少なくうれしいです。

本当にありがとうございます。

みなさまも寒い冬、かぜに気をつけてお過ごしください。

NGOMAKETHEHEAVEN カンボジア事務所
バサックスラム担当より

・自分たちが行ったコンサートで集まったお金でたくさんの子どもたちの役に立っているからすごくうれしい。手紙のほかに写真や子どもたちのかいた絵を見て心があたたかくなった。（中 2 G さん）

今は、3 月 20 日に開く 100 円コンサートに向けて、計画を練っているところです。

第 10 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告②
にこにこ学級のとりくみ

奈良県　五條市　にこにこ学級

1　経緯

にこにこ学級は、五條市立野原小学校で行われてきた旧同和地域で行われてきた補充学級の流れを引き継ぎながら、人権について学び、なかまづくりや居場所づくりができるような活動を、と行われている。5 月に 3 年生以上の全児童に募集を行い、希望者を募る。補充学級の折りは、教科学習を中心に行ってきたが、法切れに伴い内容も一新し、子どもたちの中でやってみたいことを話し合いながら活動を組み立てるようにしている。市の事業として行われているが、経費の削減により活動の縮小を余儀なくされてきた。この度、補助を受けることができて、新たな取り組みに挑むことができた。

2　取組の概要

本年度は主に 3 つの柱で活動を組み立てた。

① 自分たちの「幸せ」について考える
② 和太鼓や三線を演奏して文化祭に出演する
③ 様々な活動を通してなかまづくりをする

以下に柱に沿って活動をふり返る。

①　自分たちの「幸せ」について考える

「子どもの権利条約」について学びたいと考え、資料をあれこれ見たが、2 年生から 6 年生までのメンバーを考えると、条約の解説をしても十分に理解できるとは思えなかった。そこで、何かいい活動はないかと探していると、「キッズゲルニカ」の活動にたどりついた。自分たちの考える平和な世界、幸せな風景、あるいは訴えたいことを大きな布にみんなで表現していくものである。

自分たちの権利、そしてそれと同じだけの隣にいる人の権利、それらが守られている世界はどんな世界か、それらを考えることで「子どもの権利条約」の中身に近づきたいと考えた。そこで、子どもたちとまずはブレーンストーミングを行った。「幸せっていったいなんだろう？」という課題で。指導者の中では、お金やものがたくさん出てくるのではないかと、少し心配していた。

ところが、毎年カンボジアで NGO 活動をしている方と交流していることもあるのか、子どもたちは「学校に行けること」「病気になったとき病院があること」「自然があること」「友だちがいること」「家族」「きれいな水があること」「食べ物があること」などを出していた。

出てきた内容からイメージを出し合い、下絵を描いて、さらに話し合った。中心になる下絵を選び、そこにイメージを重ねていくことになった。大きな虹の下に自分たちの生活があるものが選ばれた。その虹の下に、家や家族のパート、家から学校までにあるもの（地域）のパート、学校のパート、自然のパート、宇宙のパートの 5 つのパートに分かれ、幸せを描いていくことになった。

大まかな下絵に色を塗っていく。大きな布で根気の要る仕事だったが、なんとか１学期中に完成させることができた。おじいちゃんやおばあちゃんから赤ちゃんやペットに至るまで自分たちをとりまく人々に支えられて、地域や社会に見守られ、学校で友だちと学び、自然環境に抱かれて、宇宙船地球号の乗組員として生きていくという絵ができあがった。その絵は、その後、文化祭で展示され、友だちや保護者の方々、地域や校区の人々に見ていただくことができた。

ちょうど、担当の芝田が JICA の 09 年度の教師海外研修に参加できることになった。行き先はタンザニアである。幸せの絵の活動をなんとかタンザニアでの研修につなげたいと考えた。そこで、この絵を披露して、どんなことやどんな状態が幸せなのか、交流することになった。

タンザニアの小学校で７年生の子どもたちにこの絵を見せて、日本の子どもたちの幸せについての考えを話してもらった後、「では、君たちはどんなときが幸せかな？」と、尋ねてもらった。子どもたちはぴんと来ない様子だった。「学校に来て勉強すること」「お客さんがくること」などという答えはいただけたが、どこかかみ合っていないような感じがした。青い鳥を探すのはむしろ無為なことなのだろうか？あるいは、「幸せ」などというとらえどころのない概念について考えたことがないのかもしれない。孤児院も訪問し、そこでいっしょに絵を描いてもらった。きれいな物や楽しいことを一生懸命に描いてくれていた。

絵の他に、「幸せカルタ」づくりにも取り組んだ。幸せになるために必要なことをメンバーそれぞれが考え、言葉を探し、それに合わせて絵カードを作成した。子どもたちは 50 音のそれぞれに、自分が大切だと思うことを重ねて表現していった。なかなか思いつかないのでは？と心配していたが、次々に言葉を考え、あっというまに 50 音のすべてのカードができあがった。もちろん、みんなでカルタ大会をして遊び、大盛況だった。

②　和太鼓や三線を演奏して文化祭に出演する

11 月には地域の文化祭があり、にこにこ学級として出演した。これまでは、和太鼓のみで出演してきたが、今年度は沖縄の三線に初めて取り組んだ。沖縄の工房からかんから三線のキットを購入し、組み立てることから始めた。三線のような弦楽器は初めての子も多く、とまどっていたが、楽譜が読めるようになり、音の出し方が分かると、どんどんできるようになり、２ヶ月ほどで２曲弾けるようになった。

沖縄でなぜかんから三線が生まれたか、沖縄戦や沖縄の人々の思いにも触れ、「かんから三線うるしるむん」と「島人ぬ宝」という曲を演奏した。

和太鼓は、みんなで音をそろえようとするチームワークが大切である。大きな和太鼓を見て、子どもたちはとにかくたたきたがる。自分勝手に音を出すのが面白いようだ。しかしながら、それでは曲はできあがらない。互いの音を聞きながら、楽譜に沿って「みんなの音」を出

すまでの道のりはなかなかだった。最終的に、文化祭と全校朝会で演奏し、大きな拍手をいただいたことは、子どもたちの自信になったことと思う。

③　様々な活動を通してなかまづくりをする

サツマイモを植え、収穫し、料理してみんなで食べるという一連の活動や、チヂミやキムチ作りという外国の食文化に触れる活動などに取り組んできた。食べることは大好きな子どもたちだが、地産池消や異文化への理解といった課題をも視野に入れながら、活動できたかどうかは少し不安であり、もう少し働きかけが必要だったと思う。

また、みんなで力を合わせてチャレンジするという意味から、毎年、チャレンジ・ザ・ゲームという日本レクリエーション協会が主催している活動に参加しており、昨年は全国大会にも参加させていただいた。今年は、同会とフジテレビが企画して、ロープジャンプ EX という大会が行われた。その関西予選にエントリーしたところ、幸い当選し、出場することになった。

大縄跳びなのだが、まったく入れない子もいる中での練習開始だった。最初は、「せーの！」のかけ声もむなしく、1 度も跳べないような状況で、部分練習や個人練習を重ね、入ることのできなかった子もなんとか入れるようになった。そうした練習の中で、最初は「だれや？つっかえたの？」とできないことを責めていた子どもたちが、「ドンマイ、ドンマイ」と言えるようになり、失敗して暗い顔をしていた子が、「ごめん！」と大きな声で言えるようになり、チームワークも育っていった。

大会当日、記録のレベルは高く、優勝チームとは雲泥の差となったが、それでも自己ベストを更新し、納得のいくパフォーマンスができた様子だった。当日の会場の手すりには、応援のための横断幕として、「幸せの絵」が掲げられた。ばっちり、テレビのニュースの中にも写り込んで、全国にもお披露目となった。

3　成果とこれから

縦のつながりの薄れてきた子どもたちの集団の中で、高学年の子どもたちがリーダーシップをとり、小さな子どもたちをうまく輪の中に入れて遊ぶのは難しいこととなってきた。そんな中でにこにこ学級では、自然と異学年の子どもたちが交流しあい、かかわりが生まれていった。「こんなことしよう」「こんな風にしたらおもしろそう」といった発言も自然に生まれ、次々とアイディアが生まれていった。

中でも、絵を描くというのは、生まれたアイディアをその場で形にしていくのに適した手段だったように思う。「幸せの絵」にしても「幸せカルタ」にしてもわいわいいいながら次々に描かれていく絵を見て、担当の大人たちはただただ見とれていた。こうした表現の手段と方法が子どもたちに約束されていることそのものが、子どもの権利なのだろうなあと思う。二つの財産を次年度からの子どもたちにもつなげていきたいと思う。

(4)年(2)組 名前

ぼくは いちばんがんばったのしかったぼくはしあわせの絵でみんなは、たいせつだなと思った

(3)年(1)組 名前

わたしは今年はじめてニコニコに入りました。とてもきんちょうしたけどみんなとなじめたので安心しました。わたしが心配のこってることはお料理がたのしかったです。とくにナゲットがおいしかったです。らい年もニコニコに入りたいです。

(4)年(1)組 名前

にこにこ学級で三線がとてもたのしかったです。みんなでできてよかったです。

(3)年(1)組 名前

わたしは、ニコニコは、とっても楽しいです。心に一番のこったのは、"幸わせの絵"を書いた時です。外国(食べものがない)子どもたちの所へとどいてよろこんでくれてしゅしんにもえがおがいっぱいでたのでちょっとだけみんなを幸にできた絵でした。またニコニコに入って理ょうりをしてみたいです

第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項

■趣　旨■

「子どもの権利条約」が国連で採択されて20年、日本で批准されて15年が経ちました。いまだ、条約の認知度は高いとは言えませんが、一方でこの条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。
子どもの人権連では、こうしたこころみをさらに奨励し、機関誌等を通じてこれを広める趣旨で、助成事業をおこなうことといたします。ふるってご応募下さい。

■応募内容■

ー子ども自身の企画・運営ー
学校、職場、地域などでの、たとえば、
＊子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり
＊子どもの権利を確立するためのこころみ
＊子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ
など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。
なお、**子ども自身がなんらかの形でかかわっているもの（かかわることを予定しているもの）に限ります。**
学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。
主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

■応募方法■

まずe-mail、電話、faxにて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別途1200字から1600字程度で活動（予定を含む）の概要を書いて頂き（写真や資料等の貼付も可）、事務局に郵送してください（資料等は返却しません）。なお、送付物はA4版のみとしてください。
活動の概要には、**子どもの参加の状況（どのような形で何人くらい、など）**、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定（抱負）もあれば記述して下さい。

■**助成費**（活動費の一部として）■

1件10万円を上限とし、10件程度（総額100万円）
（助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます）

■**応募締切**■

2010年4月22日（木）

■**審査基準**■

子どもの権利の実現や普及･促進に貢献する内容のあらゆるこころみ

■**審査委員**■

子どもの人権連代表委員／石井小夜子（弁護士）、中村譲（日教組委員長）、石村榮一（全国人権教育研究協議会代表理事）、永井憲一（法政大学名誉教授）、平野裕二（ARC代表）、森田明美（東洋大学教授）、子どもの人権連事務局

■**結果発表**■

発表は2010年5月初旬。
応募された方全員に結果をお知らせするとともに、直近の子どもの人権連機関誌『いんふぉめーしょん』誌上、および、子どもの人権連HP（http://www.jinken-kodomo.net/）でも発表します。

■**実践報告**■

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。（子どもの人権連機関誌『いんふぉめーしょん』に掲載させていただきます）

■**その他**■

お問い合せは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。
kodomo@jtu-net.or.jp

WHAT'S 子どもの人権連?

日教組、自治労などの団体会員(年会費1万円)及び個人会員(年会費5千円)から構成する子どもの人権連は、86年の発足以来、国連・子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは主に、子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利状況全般の確立をめざす各種出版物を刊行するなどしてきました。特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてきました。また、国連・子どもの権利委員会の全会期傍聴他、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行っています。会員申し込み及び機関誌見本の請求は下記まで。

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2
日本教育会館6階
子どもの人権連事務局

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT
2009/11/20	**産経新聞** **奨学金延滞の社会人、84％が年収300万円未満　正社員は3割** 学生時代に受けた奨学金の返還を延滞している社会人らのうち、84％は年収300万円未満であることが20日、日本学生支援機構の平成19年度調査で分かった。延滞者のうち正社員は31％。正規雇用の機会に恵まれず、低所得から返還できないケースが多かった。調査は19年12月に実施、6カ月以上の滞納者約7300人が回答した。延滞している人のうち、年収が「100万円未満」と答えたのが37％と最多。「100万円以上～200万円未満」が29％、「200万円以上～300万円未満」は18％。「400万円以上」は8％だった。就職状況では、派遣社員やアルバイトが36％で、正社員31％、無職16％、主婦8％。延滞理由（複数回答）は「本人の低所得」が41％でトップ。「親の経済困難」も37％あり、「本人の借金返済」24％など、経済的な理由を挙げる人が多かった。「本人の失業・無職」も20％いた。
2009/11/25	**毎日新聞** **東大生にも不況の波　親の年収急減　450万円未満、前年から倍増** 比較的裕福な家庭が多いといわれる東京大生にも不況が影を落としている。同大学の08年の「学生生活実態調査」によると、親の世帯収入が年収450万円未満の学生が前年の9・3％から17・6％に急増した。学生自身の収入も大幅に減っている。調査はリーマン・ショック後の08年末に学部生の4分の1を対象に実施し、1585人から回答を得た。例年10％前後だった年収450万円未満の層が大幅に増えた一方、高額所得層は減少。07年に45・5％に達した1050万円以上の層が36・5％に減った。仕送りやアルバイト代、奨学金など学生が得る収入は、自宅外生（寮生を除く）に限ると、男子は月平均1486円減の15万4234円、女子は同1万7093円減の14万8097円。
2009/11/26	**産経新聞** **都教委、学校裏サイト監視結果まとめる　不適切な書き込み6500件** 東京都教育委員会は26日、いじめや子供の犯罪の温床として問題になっているネット上の「学校裏サイト」の監視結果をまとめた。監視は都内の公立校計約2200校が対象で、都教委が民間業者に委託して実施。6月18日から10月31日までの結果を集計したところ、計6558件の不適切な書き込みが見つかった。内訳は、自分の携帯電話番号やメールアドレス、所属クラスなどを書き込んだ「自身の個人情報公開」が2819件で最多。飲酒や喫煙の経験談など「不適切行為」が1672件、友人や教師への「誹（ひ）

DATE	DOCUMENT
	謗（ぼう）中傷」が1068件と続いた。このほか「自殺・自傷行為の予告・告白」は39件、殺害や暴行をほのめかす「違法・犯罪行為」も16件。事件性が極めて高く、早急な警察への通報を要する書き込みはなかった。
2009/11/28	**朝日新聞** **高校無償化「地方負担も検討」** **藤井財務相** 民主党がマニフェスト（政権公約）に掲げた「高校実質無償化」について藤井裕久財務相は27日の記者会見で、地方自治体にも負担を求めることを「検討している」と述べた。鳩山政権は、主要政策の見直しや実施手順などを議論しており、今後、文部科学省などと調整を進めたい考えだ。 政権公約の工程表は、10年度から実施する高校無償化の費用は「5千億円」と明記し、文科省は全額国費を前提に、10年度予算で4624億円の関連経費を要求している。 藤井氏は「地方団体で所得の低い方にはちゃんと対応をとっているのがほとんどだ」と述べ、低所得者向けには都道府県レベルで授業料などの減免が実施されていることを踏まえたうえで、高校無償化の制度設計を検討したい考えだ。
2009/11/29	**朝日新聞** **「虐待防止へ親権一部制限も」** **防止学会が民法改正意見書** 「日本子ども虐待防止学会」（小林美智子会長）は28日、さいたま市で総会を開き、親が虐待対応の妨げになっているとして、親権の一部を一時的に制限し、親の「懲戒権」の条文を削除するなどの民法改正を求める意見書を発表した。 学会によると、親が親権を盾にした強引な引き取りなどで被虐待児童の保護を妨害し、医療や教育を拒否するなど、適切な対応ができないことがあるという。 意見書では、必要な措置をとる際に、司法手続きで親権を部分的に停止したり、親よりも福祉施設の所長や里親の判断を優先したりできるよう、法律上明記することなどを求めている。
2009/11/30	**産経新聞** **20年度の小中学生の暴力行為が過去最多に　中学生は初の4万件超** 全国の小中学生、高校生による学校の内外での暴力行為の件数は、平成20年度は5万9618件で前年度より11・5％増え、小学校、中学校ともに過去最多だったことが30日、文部科学省の「児童生徒の問題行動調査」で分かった。特に中学生は初めて4万件を超えるなど増加が目立った。一方、いじめの認知件数は8万4648件で、前年度より約1万6千件減少した。文科省は「いじめは学校が把握していないだけの可能性もあり、暴力行為と合わせ、全体として憂慮すべき状況だ」としている。暴力行為の発生件数は、小学校6484件（前年度比1270件増）▽中学校4万2754件（同5951件増）▽高校1万380件（同359件減）。内訳は、生徒同士の暴力が3万2445件（同4049件増）で最も多く、器物損壊が1万7329件（同1611件増）、対教師が8120件（同1161件増）ーと続いた。被害者が病院で治療を受けた比率は生徒間で26％、対教師で22％だった。いじめ件数は減少する一方で、いじめを認知した学校数も同6・9ポイント減って40％。認知した学校で

DATE	DOCUMENT
	は88％で個別面談を行っていたのに対し、認知しなかった学校では71％にとどまった。自殺者は136人で、同23人減。背景に「いじめの問題」があったとされたのは高校生2人、中学生1人で、半数を超える73人が理由は「不明」とされた。
2009/12/5	**朝日新聞** **不登校の子どもたちが「権利宣言」価値観の尊重訴え** 「子どもの権利条約」の国連採択から11月20日で20年を迎え、東京のフリースクールに通う子どもたちが「不登校の子どもの権利宣言」をつくった。学び方を選ぶ権利を求め「共に生きやすい社会を」と大人に呼びかけている。前文と13の条文から成る権利宣言は、「東京シューレ王子」（東京都北区）に通う10代の子どもたち15人がつくった。 前文は「私たち子どもはひとりひとりが個性を持った人間です」と始まり、「子どもの声に耳を傾け、個々の価値観を尊重してください」と訴える。第1条にうたったのは「学校へ行く・行かないを自身で決める権利」。他にも「競争に追いたてたり、比較して優劣をつけてはならない」などやめてほしいことを挙げたほか、「他者の権利や自由も尊重します」と自分たちの気構えも盛り込んだ。「まずは権利の存在に気づかなければ」と、最後の第13条には「子どもの権利を知る権利」をうたった。23日に「東京シューレ葛飾中学校」であったシンポジウムでは、権利宣言にかかわった13～16歳の4人が思いを語った。きっかけは昨年春。ユニセフの活動や子どもの権利条約を紹介する施設を見学した際、「君たちは幸せだ。ご飯を食べられ、学校に行けて戦争にも駆り出されない」と言われたことだった。重い言葉だった。自分たちを見つめ直そうと権利条約について勉強し、話し合いを重ねた。学校が合わなくて苦しんだ自分たちはどうしたらいいか。「甘えている」「わがまま」といった言葉にどうこたえればいいのか。今年は全国の不登校の子どもが交流する合宿も20年の節目を迎えるため、自分たちの気持ちを宣言にまとめることにした。宣言の全文は東京シューレのサイト（http://www.tokyoshure.jp/） で見られる。
2009/12/7	**朝日新聞** **「無気力生徒に苦労」「いじめ隠されている」 若手教員、悩みを共有** 20～30代の教職員が現場での悩みを出し合う会合が11月28～29日、東京であり、各地から約300人が集まった。現在、学校現場の教員は40歳代後半から50代が多く、若手は少数派。同世代で話し合う場が少ないため、日本教職員組合の青年部が組合員に呼びかけて開いた。 会合は十数人ずつの班に分かれ、計7時間半にわたって開かれた。 小学校の女性教員は「荒れる学校」の悩みを報告した。授業を妨害したり、備品を壊したりする生徒に「夢」をたずねると、返ってきた答えは「立派な不良になること」。親は子どもの教育に無関心で放任しているという。「目標や価値を見いだせない生徒や、話し合いができない親にどう接すればいいのか」参加者からは「信用できる大人が増えれば子どもも変わる。フォローしてくれた先生に心を開いた例もある」「教員

DATE	DOCUMENT
	同士が話し合って役割を決めては」といった意見が出た。 全校で30人余りしかいない小規模中学に勤める教員2年目の養護教諭は「長い間変わらない人間関係のなかで、友人と合わなくて悩んでいる子どもがいる。経験不足の私は話を聴いてあげることしかできないのが情けない……」と話した。 九州の高校教員は「なにもやりたくない、つまらない」という無気力な生徒への対応で苦労しているという。
2009/12/8	**朝日新聞** **幼稚園と保育所一元化へ来年に基本方針　文科・厚労省** 政府が8日に閣議決定した緊急経済対策に、文部科学省と厚生労働省に所管が分かれている幼稚園と保育所の一元化を含めた制度改正を2011年の通常国会で目指す方針が盛り込まれた。来年前半にも基本方針を固め、法案化に着手する。この方針は、規制改革という位置づけで、経済対策をまとめる最終段階で入った。民間参入を促すなどの制度づくりを進め、保育所に入れない待機児童の解消に、定員割れしている幼稚園を活用することなどを検討する。民主党はマニフェストで「子ども家庭省」設置構想を掲げており、「縦割り行政」を是正し、子ども施策の一本化を図る狙いがある。ただ、幼保一元化は既得権益を侵される懸念から族議員の抵抗にあい、自公政権では具体化が進まなかった。麻生政権でも一元化構想が検討されたが、自民党文教族の抵抗で頓挫した。長妻昭厚労相は8日の閣議後の会見で、保育所の待機児童の問題をめぐり「幼稚園とも一元化するので、考えをまとめていきたい」と幼保一元化に意欲を見せた。川端達夫文科相は8日、記者団に「幼保を引っ付ければいいという話じゃない。(話し合う)土俵を作ってしっかりやっていく」と述べ、議論を進める考えを示した。都市部を中心に、不況で働き始める親が増えて保育所の待機児童が増える一方、少子化で定員割れする幼稚園も出ている。06年には幼稚園と保育所の機能を合わせた「認定こども園」が導入されたが、設置数は目標を大きく下回る。背景に、補助金申請が文科省と厚労省で別々になっているなど縦割り行政の弊害が指摘されている。
2009/12/14	**読売新聞** **虐待で家がない子どもの村、完成楽しみ** 虐待や生活困窮などで家族と暮らせない子どもと里親が一緒に生活する「子どもの村」(福岡市西区今津) で12日、上棟式があった。建物計6棟の完成は2月、開村式は4月下旬の予定。企業や小児科医などでつくるNPO法人「子どもの村福岡」が市有地約3500平方メートルを借り、里親家族用の一戸建て5棟と児童福祉の専門家が常駐する「センターハウス」1棟の建設を進めている。里親3組も内定している。
2009/12/16	**読売新聞** **高校生の内定率55・2%…10月末現在　前年比11・6ポイント減** 来春卒業予定の高校生の就職内定率（10月末現在）は前年同期比11・6ポイント減の55・2%で、落ち幅は1976年度の調査開始以降で最大だったことが15日、文部科学省の調査でわかった。

DATE	DOCUMENT
	就職希望者自体、約1割減っており、同省は「就職難で進学に切り替えているのでは」とみている。調査は都道府県教委などを通じ実施。内定率を男女別で見ると、男子の落ち幅が大きく、前年同期より12・4ポイント低い59・4%、女子は10・7ポイント減の49・6%だった。都道府県別では、沖縄（26·0%）が最も低く、北海道（30·8%）、宮城（38·6%）の順。最も高かったのは富山（73·4%）で、岐阜（72·8%）、愛知（72·0%）が続いた。就職希望者は18万7360人と前年同期より約2万人（9・8%）減っていたが、内定者は10万3352人だった。
2009/12/18	**朝日新聞** **子どもの体力、向上せず** **小5・中2全国調査** 文部科学省は17日、全国の小5、中2の8割強が参加した2009年度の「全国体力調査」の結果を公表した。全国一斉調査は08年度に続いて2回目で、これを機に各地で体力向上の取り組みが進んでいるが、各種目とも成績はほとんど変わらず、全体としては結果にまだ表れていない。文科省はこれとは別に、1964年以降、1%に満たない程度を抽出した調査を実施している。その成績のピークは85年度で、平均値を全国体力調査の08年度、09年度と比べると小中、男女を問わずおおむね低下している。今回と前回では成績に大差はなく、上がった種目と下がった種目が混在している。同時に実施したアンケートでは、「体育の授業が楽しい」と答えた割合は、男子が小5で73%、中2で54%、女子は小5で61%、中2で40%と小、中学校で差が出た。

DATE	DOCUMENT
	ただし、「やや楽しい」も含めるといずれも80%を超えた。運動習慣をみると、1週間の運動時間の合計が1時間未満だった女子は小5で22%、中2で31%いた。中2では男女とも「運動時間が週0～1時間」と「週15時間前後」の二つのピークがあり、運動する生徒としない生徒に二極化する傾向が昨年同様に出た。
2009/12/19	**産経新聞** **支援学校の子供10万人突破へ** **文科省調査** 全国の知的障害児を対象とした特別支援学校の児童生徒が年々増加し、この15年間で倍増、平成21年度には10万人を突破する見通しとなっていることが19日、文部科学省の調査で分かった。近く21年度分の調査結果がまとまる。少子化傾向が進んでいるにもかかわらず、特別支援学校の児童生徒が急速に増え続けていることについて、文科省は「軽度発達障害の児童生徒の通学が増えたためではないか」などと分析している。調査によると、平成20年度に全国の特別支援学校（1026校）に通う児童生徒のうち、知的障害児は9万6924人。現在21年度調査が進められており、傾向などから10万人を超える見通しとなっている。
2009/12/20	**朝日新聞** **草食化？学生、米留学に尻込み** **10年で1・3万人減** 留学といえばアメリカが通り相場だったのは今は昔。日本からの米国留学生は1997年の4万7千人をピークに減り続け、2007年は3万4千人にまで落ち込んでいる。国際化で学生が様々な国に興味を示すようになったこ

DATE	DOCUMENT
	とが大きいが、「活気あふれる国」という米国のイメージに尻込みし、「マイペースで過ごせる国がいい」と口にする草食系の学生も増えているという。日本からの留学生の減少には、米国大使館も危機感をもっている。文部科学省などによると、日本を出て海外で学ぶ留学生自体は増えており、05年の総数は約8万人と10年前の1．3倍になっている。米国はその中で相対的な人気を落としている格好で、国・地域別にみると例えば97年には全留学生の75％程度を集めていたが、05年は5割弱になっている。逆に増えているのはアジアで、特に中国は05年は1万9千人弱で10年前の2倍以上に。国際化の流れの中、中国の大学と交換留学の協定を結ぶ大学が増えていることが大きいという。
2009/12/20	**産経新聞** **視力0・3未満の小学生7・3％で過去最多に** 視力が0・3に満たない小学生の割合が、平成20年度より0・2ポイント増えて7・3％に上り、過去最多となったことが文部科学省の21年度学校保健統計調査速報で分かった。調査項目に加わった昭和54年度の2・7倍に増加。視力低下が止まらない現状が浮かんだ。背景には、幼児期からのテレビゲーム、パソコンの影響があるとみられ、文科省は「以前より目を酷使する機会が増えたのではないか」と分析している。速報によると、「0・3未満」の児童の割合は、6年が14・9％（昨年度比0・9ポイント増）、4年が8・4％（同0・5ポイント増）。1年は1・0％、2年は2・7％でいずれも昨年度と同じ割合だった。中学生は0・4ポイント減り、22・0％。高校生も0・7ポイント減の27・7％だったが、「1・0未満」の割合は1・4ポイント増加し、59・4％を占めた。
2009/12/21	**読売新聞** **米、子供の1％弱「自閉症」** 米疾病対策センター（CDC）は18日、米国の子供の110人に1人が、社会性や意思疎通の能力の発達が遅れる「自閉症スペクトラム障害」（ASD）を持つとの推定を発表した。2007年発表の推定値「150人に1人」（0・66％）から大幅に増加した。診断が広まったことで発見される件数が増えた効果も考えられるが、CDCのキャスリーン・ライス博士は記者会見で「自閉症などが実際に増加している可能性も排除できない。公衆衛生上の緊急の問題だ」と話した。CDCは全米11州で、30万人以上の8歳児について病院や学校の2006年の記録を調査した。その結果、0・9％に当たる2700人以上が自閉症やアスペルガー症候群などASDに該当すると判断した。
2009/12/22	**読売新聞** **「南京事件」両論併記…日中歴史共同研究近く最終報告　現代史公表見送り** 日中両国の有識者による「日中歴史共同研究委員会」（日本側座長＝北岡伸一・東大教授）が24日にも最終報告をまとめ、このうち「総論」を発表することが明らかになった。時代ごとに担当委員が執筆した論文を盛り込んだ「各論」も近く公表される見通しだ。ただ、南京事件の犠牲者数など両国の争点となってい

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	る論点を巡っては溝が埋まらず、両論併記になる見通しだ。1945年以降の現代史については公表を見送る方向となった。中国側が現在の中国政府への批判につながることを懸念したためとみられる。日本軍が37年に中国・南京を占領した際に起きた南京事件に関しては、中国側は政府の公式見解「犠牲者30万人」を譲らず、日本側も「数万人から20万人まで」など様々な説があると主張したため、両論併記とすることとした。日中戦争についても、日本側は「軍部の一部勢力に引きずられて戦線が拡大した」との見解を示したが、中国側は「計画的な中国への侵略」と結論づけ、かみ合わなかった。現代史に関する公表が見送られるのは、米英など連合国がいわゆる「A級戦犯」を裁いた東京裁判（46～48年）や、天皇陛下の中国訪問（92年）などの評価で意見が対立したためだ。89年の天安門事件なども、「中国側には触れられたくないテーマ」（関係者）だという事情があった。		党議員などの声を受け、「我が国と韓国の間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要」と、初めて「竹島」の文言を入れた。竹島を「日本固有の領土」と表現しないなど韓国にも配慮した表現だったが、竹島に触れたこと自体に韓国側は反発、駐日大使を一時帰国させたほか、民間の交流事業でも中止や延期が相次いだ。今回の高校解説書も、文科省内で中学と同様「竹島」に触れた案が検討されたが、平野博文官房長官らの判断で最終的な文言が固まった。1999年作成で、今も使われる高校の解説書は領土問題について、「北方領土など我が国が当面する領土問題については、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱う」となっている。今回の改訂で、これに「中学校における学習を踏まえ」「領土問題について理解を深めさせる」との表現が加わった。25日の閣議後会見で、川端達夫文科相は「（竹島が）我が国の領土であるということは何も変わっていない」と説明。竹島と明記しなかった理由は「中学の解説書に（既に）書いてある。中学の学習を踏まえるという記述に集約した」と、この記述でも高校での指導には十分との認識を示した。韓国への配慮については「ない。我が国の教育は我が国が責任を持つ」と答えた。文科省によると、高校の地理歴史では、ほとんどの教科書で竹島の記述がある。
2009/12/25	**朝日新聞** **高校指導要領解説書、「竹島」明記せず　官邸判断** 文部科学省は25日、2013年度から実施する高校の地理歴史科の新学習指導要領の解説書を公表した。昨年、中学の解説書で、韓国と領有権をめぐって争いのある島根県沖の「竹島」（韓国名・独島）を初めて記述して政治問題化したが、今回は「竹島」の文言を直接盛り込まず、中学での学習を踏襲するよう求めて間接的に触れるという、あいまいな表現にとどめた。昨年7月に公表された中学の解説書は、自民		

DATE	DOCUMENT
2009/12/25	**産経新聞** **教員の精神疾患が過去最高** **16年連続で増加** 平成20年度に学校を病気休職した教職員は8578人（全体の0・94％）で、そのうち63％に当たる5400人を精神疾患が占め、いずれも昭和54年の調査開始以降、過去最高となっていることが25日、文部科学省の調査で分かった。精神疾患を理由とする休職は16年連続の増加だった。調査の対象は公立小中学校と高校の教職員ら計約91万6千人。教員の精神疾患について各教育委員会は（1）生徒指導や教育内容への変化に対応できない（2）教員同士のコミュニケーションが減少し、相談相手がいない（3）多忙によるストレス（4）保護者や地域の期待や要望が多様化し、対応が困難ーなどを挙げている。文科省では「各要因が複雑に関係しているのでは」と分析している。年代別では50代以上が36・8％で最も多く、40代の36・1％、30代の20・6％が続いた。教員全体の年齢構成比では50代以上は32％、40代は36％で、50代以上で発症比率が高い。年々増える精神疾患に対し、文科省は今年1月、教員が気軽に周囲に相談できるような環境作りや、休職者が円滑に職場復帰できるよう支援を求める通知を出して対策を指導している。同調査では懲戒処分の状況も調べ、わいせつ行為などで処分を受けた教員は過去3番目に多い176人に上った。わいせつ行為などで処分された176人のうち、行為の対象が自校の児童生徒だったケースが49・4％でほぼ半数を占め、行為が行われた場所は保健室、生徒指導室などが多かった。文科省によると、「指導の際に教員が子供と一対一にならないよう指導している県もある」という。懲戒処分を受けた教員の総数は、訓告などを含めると4020人。最多は交通事故の2502人、次いで体罰376人だった。
2009/12/26	**朝日新聞** **学力調査「3割抽出」に　都道府県別成績は公表　文科省** 小6と中3を対象にした全国学力調査について、文部科学省は25日、2010年度は全体の32％（小学校25％、中学校44％）をサンプル抽出して実施することを決めた。政権交代後、文科省の政務三役は従来の全員参加から抽出型にすることを決定。当初は抽出率を4割にする考えだったが、事業仕分けで「もっと少なくても学力傾向はわかる」という批判が続出し、さらに減らすことにした。学力調査はこれまで、国語と算数・数学の実施2教科について都道府県別の成績が公表されており、「競争意識を過度にあおっている」という批判がある。文科省は、抽出調査に切り替えた後も何らかの形で都道府県別の成績を公表するとしており、今後も議論は続きそうだ。 文科省の計画では、調査対象は学校単位で無作為抽出するため、調査対象の学校が一つもない市区町村も出てくる可能性がある。文科省は、自治体が希望すれば、対象から外れた学校にも同じ問題を無料で提供する考えだ。この場合は自主採点とし、全体の集計には加えないとしている。 文科省は、学力調査のスポーツ版として全国体力調査も08年度から実施しているが、これについても全員参

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	加型をやめ、来年度から20％の抽出調査にするとしている。		ンモス校」が5校に上っている。文科省の担当者は「特別支援教育に対する保護者の理解が深まり、高等部進学への希望が高まっている」と話す一方で、全国の高校生の数は少子化に伴って89年度の564万4千人をピークに減り続け、09年度は334万7千人にまで落ち込んだ。この結果生じた空き教室を、特別支援学校高等部の生徒の過密化解消に利用する狙いだ。分校などが設けられても、両校の生徒の授業は基本的に分けられているが、体育祭や文化祭などの学校行事や部活動は一緒に取り組む場合が多い。双方が「日常的な交流を通して相互理解を深められる」としている。
2009/12/31	**朝日新聞** **知的障害生徒向け「分教室」広がる　12年度には倍増** 知的障害者向けの特別支援学校高等部の分教室や分校などを同じ敷地内に設置する公立高校が、2012年度までに少なくとも18府県の55校に増える見通しであることが、朝日新聞の調査でわかった。09年度の10府県28校からほぼ倍増する。少子化の影響で急増する高校の空き教室を活用して特別支援学校の生徒を受け入れる。障害のある子とない子がともに学ぶ「ノーマライゼーション」に近づこうとする狙いだ。09年度、公立高校内に特別支援学校の分教室、分校を設置しているのは9府県。滋賀県は高校と同じ敷地内に特別支援学校そのものを開設している。これらの中には12年度までに設置数を増やす府県があるほか、新潟、三重、京都、徳島、沖縄の5府県が10年度、高知県が11年度、兵庫、福岡の両県が12年度に初めて設置する予定だ。特別支援学校は、07年の改正学校教育法で盲・ろう・養護学校が統合されてできた。公立高校内に設置されている分教室などは、知的障害者を対象としている。このような分教室、分校が増えている背景には、特別支援学校の高等部に通う生徒の急増がある。文部科学省によると、02年度は4万1206人だったが、09年度には5万3093人に達した。大阪府では、児童・生徒数150～200人程度の規模が妥当とされる知的障害児向けの特別支援学校で、児童・生徒数が300人を超える「マ	2010/1/4	**毎日新聞** **就学援助：支給に格差　主要73市区、所得基準最大1．5倍** 自治体が経済的に困窮する小中学生を支援する「就学援助（準要保護）」制度で、全国の主要73市区の間で支給条件となる親の所得基準に最大1・5倍もの格差があることが、毎日新聞の調査で分かった。本来、生活保護まで至らない困窮世帯を支援する制度だが、大阪、横浜など8市は所得条件を生活保護と同等に厳しく設定していた。就学援助の所得基準に関する全国規模の公的データはなく、実態が明らかになったのは初めて。就学援助には生活保護世帯の子どもへの「要保護」と、それ以外の子どもへの「準要保護」がある。要保護の対象は全国約13万人(08年度)だが、生活保護の受給には資産の有無や生活状況が厳しく審査されることなどから、子どもを抱えた困窮世帯の全体像を表した

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	ものとは言えなかった。調査は、生活保護世帯以外に支給される準要保護に着目して、09年12月に実施。国庫補助がないため支給基準や額は自治体で異なり、大半は支給の所得基準を生活保護基準額（都市部の夫婦と小学生以下の子ども2人の家庭では約25万円）をもとに決めているため、全国の政令市と道府県庁所在地、東京23区に、何倍に設定しているかを聞いた。最も高い「1・5倍」は福島、宇都宮市で、多くの自治体が1・2～1・3倍以下となっており、生活保護世帯より所得面で余裕のある家庭への支給も可能だった。札幌、静岡、福岡、北九州市などは所得でなく、社会保険料などを控除する前の「収入」を基準としていた。一方、最も厳しい「1・0倍以下」は、大阪、横浜、名古屋、堺、川崎、千葉、和歌山、佐賀。支給を受ける子どもは計約14万人となり、生活保護家庭以下の所得で暮らす子どもの実態の一部が初めて数字で裏付けられた。		働き家庭が、小学校入学に伴って預け先に困り、仕事と育児の両立に悩むケースが目立ち、最近は「小1の壁」と呼ばれるようになっている。実際、都内に480か所ある認証保育所は13時間の開所が義務づけられており、午前7時半～午後8時半の利用が一般的。約1700の認可保育所も、08年度の調査では約79％が延長保育を実施している。一方、都内には09年5月の時点で、全国最多の1549か所の学童クラブがあるが、午後7時以降も受け入れている施設は224か所（14・4％）で、1237か所（79・8％）が午後6時までに終了している。都が子育て中の約1300世帯を対象に実施した07年度調査でも、44・2％の世帯が午後7時以降の利用を望んだのに対し、実際に利用できていたのは8・6％に過ぎなかった。新たに設ける学童クラブの運営時間は、午後7時以降までとする。この場合に限って、国などの補助金を除く運営費について、区市町村とともに最大2分の1負担する考えで、東京版への参入を運営会社側に強く働きかける。都では、午後7時までの運営が中心になるとみている。区市町村が運営する公設の既存クラブにも、新制度の創設を機に、できるだけ利用時間の延長を求める方針だ。
2010/1/7	**読売新聞** **学童クラブ、夜7時まで…共働き「小1の壁」解消へ** 東京都は2010年度に、放課後の小学児童を夜まで受け入れる東京版の学童クラブを創設することを決めた。保育所は午後7時以降の延長保育が進んでいるが、小学児童については、受け入れ時間が長い施設が少なく、共働き家庭から改善を求める声が多かった。東京は出生率が全国の自治体で最も低く、少子化対策の柱として、まずは計6000人分、150施設の新設を目指す。子供を延長保育で預けてきた共	2010/1/7	**産経新聞** **「小1問題」先生の2割が経験 都教育庁調査** 「小1プロブレム」とも呼ばれ、小学校入学直後の児童が教諭の話を聞かなかったり、授業中に立ち歩くなど落ち着かない状態になる不適応状況を、東京都内にある公立小校長の24％、教諭

DATE	DOCUMENT
	も19％が経験していたことが7日、東京都教育庁の調査で分かった。 都教育庁は昨年7月、公立小1313校の校長と担任経験のある教諭に、平成20年度に所属していた学校での不適応状況の有無などを聞いた。不適応状況の態様（複数回答）は「授業中、勝手に教室の中を立ち歩いたり、外へ出ていく」が最多の69％。「担任の指示通りに行動しない」62％、「日常的な児童同士のけんかやトラブル」50％など。原因で最も多かったのは「児童に耐性が身についていない」こと。次いで「基本的な生活習慣が身についていない」「家庭の教育力の低下」など家庭やしつけ上の要因が上位を占めた。
2010/1/9	**読売新聞** **小学教員採用に英語の波** 昨年実施された2010年度の公立小学校教員採用試験で、英作文やリスニングなど、英語に関する出題をした教育委員会が全体の4割に上ることが、文部科学省の集計でわかった。半数以上は前年度以降の導入で、11年度からの小学校英語必修化に備える動きが活発になっている。文科省によると、今春採用となる10年度の試験で、都道府県・政令市65教委のうち、27教委が英語関連の能力をみた。うち15教委は前年度以降に始めていた。採用試験の内容は教委によって異なるが、通常、筆記のほかピアノや跳び箱といった実技、面接などを課すのが一般的。英語関連はこの中で様々に盛り込まれている。10年度は筆記試験でリスニングや英作文を課したのが23教委。実技試験で簡単な英会話などを行ったのは、筆記との重複を含めて12教委だった。埼玉県では、特に英語に強い人材の採用に力を入れる。09年度採用から、英検準1級などをクリアしていると採用試験の一部を免除する制度を導入した。この枠では昨年17人が合格。今のところ700人を超える合格者の2％程度だが、県教委の担当者は「英語に不慣れな小学校教員が多いのが実態で、リーダーになれる人材の採用が急務だ」とする。こうした採用枠は、京都市や熊本県でも設けている。5、6年生を対象とする小学校英語の必修化を前に、文科省は小学校教員の採用試験で英語に関する出題をできるだけ課すよう、08年12月に通知を出した。だが、受験者の多さなどから、筆記、実技とも課していない自治体も多い。
2010/1/9	**朝日新聞** **徴収金の滞納、生徒にバイト勧めて回収　鳥取の県立高校** 鳥取県の県立高校が、当時在学していた2年生の女子生徒の通帳とキャッシュカードを半年間預かり、振り込まれたアルバイト代を引き出して、教材や修学旅行などの費用にする「学校徴収金」に充てていたことが分かった。徴収金の滞納が続いたため、学校側が保護者に提案していた。同校の校長は「不用意だった」と釈明。女子生徒はその後退学している。元生徒は2007年4月に高校に入学。授業料や徴収金の滞納が続いたため、学校側は原則禁止しているアルバイトを勧め、元生徒は08年3月からコンビニで働き始めた。その後に授業料は減免されたが、学校徴収金は最高で約8万円余り滞納

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	していた。学校側は08年9月、元生徒や父母に対し、元生徒のアルバイト代が振り込まれる郵便局の通帳とキャッシュカードを預かることを提案。母親が学校側に渡した。同校の校長は朝日新聞の取材に対し、「電話や家庭訪問などで保護者に支払いを繰り返し働きかけたが応じてもらえず、通帳とキャッシュカードを預かることを選択肢の一つとして提案した」と説明。通帳などを預かった点については、「結果として不用意だった」と話した。		自ら危険を判断するための基礎を身につけさせるには、まず教師が正しい知識を得なくては」と話す。同校は電気系の生徒が学ぶ科目「電力技術」に原子力の学習を組み込むことを検討している。地球温暖化対策のため、二酸化炭素など温室効果ガスをほとんど排出しない原子力発電が脚光を浴びるなか、知識を持って最前線で働く人材を育てる芽が育ちつつある。
2010/1/13	**読売新聞** **工業高で原子力教育を** **茨城の教員らが勉強会** 国内の総電力の3割は原子力発電が担っているが、中学や高校で原子力の仕組みや安全対策を学ぶ機会はほとんどない。多くの原子力関連施設が立地する茨城県では、原子力や放射線に関する基礎知識を工業高校の生徒に教えるため、教員らが勉強会を続けている。昨年11月中旬、県立勝田工業高校の会議室に十数人の教職員が集まった。身近な放射線を知ると同時に、原子力の安全を確保する上で放射線の厳重な管理が必要なことを学ぶためだ。勉強会は2007年度に始まり、この日が5回目。県立日立工業高、水戸工業高も同様の取り組みを行っている。県教委が11年度まで実施する予定の「原子力・エネルギー人材育成推進事業」の一環だ。同県では1999年のJCO臨界事故で2人が亡くなった。事故は現場の知識不足も原因の一つだった。勝田工業高の勉強会を担当する橋本浩一教諭（45）は「原子力関連の企業に就職する生徒も少なくない。		

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT
2010/1/14	**朝日新聞** **「40 人学級」さらに少人数に　文科省、基準見直しへ** 文部科学省の政務三役は、公立小中学校の１学級あたりの標準的な児童生徒数を「40 人」と定めた国の基準について、人数を減らす方針を決めた。少人数学級でより細かい指導を行う環境を整えるためで、早ければ来年の通常国会で学級編成の基準を定めた法律を改正し、2011 年度から数年かけて完全実施することを想定している。国の基準の見直しは、1980 年度に 45 人から 40 人に減って以来で、約 30 年ぶり。国の基準は、必ず守らなければならない性格のものではなく、国の基準人数を下回る学級を各都道府県が独自に編成できる。文科省のまとめでは、例えば小学校３～６年生では 35 人以下の学級編成をしているのは 10 県ほどあり、仮に国の基準の見直しの結果が「35 人」であれば、それ以外の都道府県の学級編成に影響を与えることになる。
2010/1/14	**産経新聞** **都教委が土曜授業を認める通知** **「公開授業」条件に上限月２回** 東京都教育委員会は 14 日、都内の区市町村教委に小中学校の土曜日授業を認める通知を出した。都教委は土曜授業の実施上限を月２回と決めた。公開授業を原則とし、運用は市区町村の各教委や学校に任せる。背景には、平成 14 年度から導入された学校週５日制の結果、十分な授業時間が確保できない事情がある。都内の公立学校では現在、11 の区教委と 12 の市教委で夏期休暇を短縮して授業時間を確保しているほか、小学校の 19･6%、中学校の 22・3%で土曜日の補習授業がすでに行われているという。加えて 23 ～ 25 年度、小中学校、高校で順次、新学習指導要領が実施され、授業数がさらに増加することからその対応が急務となっていた。このほか、通知には、道徳授業地区公開講座や子供を犯罪から守るセーフティ教室の年１回の実施などを盛り込んだ。
2010/1/18	**朝日新聞** **教職員の組合、加入率 42%に** 文部科学省は、2009 年 10 月１日時点での、公立学校教職員の組合などへの加入状況をまとめた。教職員団体全体の加入者は前年比１万 2115 人減の 43 万 5908 人。加入率は同１・８ポイント減の 42・3%で、34 年連続の減少となった。最大の組合である日本教職員組合（日教組）の加入者は 6126 人減の 27 万 8733 人、加入率は１・０ポイント減の 27・1%。新規採用者の加入率は同１･８ポイント減の 20･6%だった。日教組に次ぐ規模の全日本教職員組合（全教）の加入

DATE	DOCUMENT
	者は3042人減の6万1538人、加入率は0･4ポイント減の6･0%だった。
2010/1/19	**産経新聞** **「教育受ける権利を侵害」京都弁護士会が朝鮮学校への“抗議”で声明** 京都朝鮮第一初級学校（京都市）で昨年12月、市民グループが拡声器で大声を上げる“抗議行動”をした問題で、京都弁護士会（村井豊明会長）は19日､｢教育を受ける権利を侵害するものだ」との声明を発表、鳩山由紀夫首相らに送付した。声明は、学校を批判する行為として許される範囲を超えた「脅迫的言動」と指摘。差別を助長し、関係者に不安や恐怖を与えたとしている。弁護士会によると、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）のメンバーが昨年12月4日午後、授業中に校門前で「スパイの子どもやないか」などと約1時間、大声を上げた。在特会は、近くの公園を学校が利用していたことを「不法占拠」だと批判していたという。
2010/1/23	**朝日新聞** **経済的理由で退学の私立高生、過去最多の恐れ　私教連** 家庭の困窮など経済的な理由で退学する全国の私立高校生の割合が、全国私立学校教職員組合連合（私教連）が1998年に調査を始めて以来、過去最悪になりそうだ。一昨年秋以来の世界同時不況の影響とみられ、卒業や進級を前に学費納入を迫られるため退学者が増える年度末を控え、教師や生徒らは危機感を募らせている。調査を始めた98年度には経済的な理由による退学率は0・13％で、2006年度までの平均は0・15％だった。不況とともに経済格差が広がり、07年度は最悪の0・21％、08年度も0・20％の高水準だった。回答校数は全私立校の約4分の1に当たるため、全国で約100万人いる私立高校生のうち退学者数は2千人に上る計算だ。今年度の場合､年度途中の学費滞納率（3カ月以上の滞納）が1・70％で、07、08の両年度の同時期をそれぞれ0･16、0･23ポイント上回った。
2010/1/23	**毎日新聞** **授業で新聞：中1で年約40時間を確保** 東京都立小石川中等教育学校（中高一貫）の稲井達也教諭は、新聞や本を読み、得た知識に基づいて自由討論する授業を3年生（中3）と5年生（高2）で試みた。中3では、6班にそれぞれテーマを与えた。「日本の労働問題について考える」班では、岩波新書の「反貧困」（湯浅誠著）と2紙の関連記事を資料にした。通読し、キーワードを見つけ、論点整理に4時限を費やし、最後の1時限で討論した。「バブル崩壊後、経済が低迷して格差が広がった」との見方から「自己中心的な人が増えた」「核家族化の影響も……」といった分析のあと「（中学生として）身近なところで助け合う社会をつくらなければ」へと発展したという。討論後、新聞1面のコラム形式で意見を書かせ、この単元を終えた。「読解力と活用力をはぐくむための授業です。ほかの意見をしっかり聞くことも大切です。書かせることでそれらがわかります」と稲井教諭。高2では生徒

DATE	DOCUMENT
	にテーマを任せた。「過熱する中学受験」といった教育関係が半数にのぼった。討論の仕方は、記事の文章をそのまま紹介するのではなく、意見を深めるために活用する様子もみられた同校の生徒には新聞の読み方が身に着いている。1年生の総合的学習の時間に、新聞についての授業を年間約40時間実施しているからだ。稲井教諭は「新聞教育を定着させるには、カリキュラムの中に位置づけ、担当者が代わっても継続できる態勢作りが必要だ」と語る。
2010/1/25	**朝日新聞** **子どもの貧困なくすネット** **31日、設立準備のシンポ** 家庭が経済的に恵まれず、様々な不利益を受けている子どもたちを支えようと、福祉や教育などの関係者が近く「なくそう！　子どもの貧困」全国ネットワークを設立する。専門家が知恵を出し合い、改善を訴えていく取り組みだ。31日には設立準備のシンポジウムを立教大池袋キャンパスで開く。現時点の賛同者は、反貧困ネットワークの湯浅誠事務局長、子どもの緊急避難施設「カリヨン子どもセンター」の坪井節子理事長、教育社会学者の本田由紀・東京大教授ら70人以上。呼びかけ人の一人、湯沢直美・立教大教授（社会福祉学）は「それぞれの現場に詳しい人たちがつながることで、困窮に苦しむ子どもたちと親の状況を少しでも改善したい」と話す。設立のきっかけは、昨年夏に出版された「子どもの貧困白書」。多くの人が執筆にかかわる過程で、子どもの支援や親への助言について、各分野の連携が必要なことを実感したという。「どうしたら解決に向かうか考え続けよう」という声が強まり、全国ネットの結成が決まった。 全国ネットでは、当面、学費の滞納などで高校で学べなくなったり、卒業を取り消されたりする事態をどうやったら防げるか、行政への働きかけも含めて重点的に取り組む。
2010/1/26	**読売新聞** **非行の低年齢化、小学生の万引き増える** 青森県警が昨年1年間に刑法違反で摘発・補導した「刑法犯少年」は、前年比5・8％減の1074人（暫定値）で、戦後最少を記録したことが県警のまとめでわかった。ただ、14歳未満の「触法少年」が増加に転じ、非行の低年齢化が進んでいる実態が浮かび上がった。県警は「規範意識が低下し、犯罪を犯すことの意識が希薄になっている」とし、保護者や小学生などの啓発活動を本格化させる。県警少年課によると、刑法犯少年のうち、14～19歳の「犯罪少年」は前年比13・3％減の783人だった。一方の「触法少年」は同22・8％増の291人で、このうち小学生は3割近くも増えた。万引きで摘発・補導された少年でみると、高校生が2割近く減ったのとは対照的に、小学生は2割以上増加した。人気アニメのトレーディングカードや菓子などを狙ったケースが目立った。
2010/1/27	**朝日新聞** **塾や習い事の支出、大幅減** **不況、教育費も直撃** 塾やけいこ事など、各家庭が2008年度の1年間で学校以外の教育にかけた「学校外活動費」

DATE	DOCUMENT
	が前回06年度の調査に比べて大幅に減っていたことが27日、文部科学省の調査でわかった。高校では私立が1人当たり23・9%(6万2千円)減の約19万8千円、公立は9・8%（1万7千円）減の約15万9千円と、いずれも94年に現在の形の調査が始まって以来、最低に。不況の影響が教育費にも表れた格好だ。
2010/1/28	**読売新聞** **中学英語教員、小学校に派遣** 中学の英語教諭らを小学校に派遣する事業に埼玉県鶴ヶ島市が乗り出す。 2011年度から小学5・6年生に「外国語活動」が必修化されるのを前に、小中一貫の英語教育を目指し、児童にいち早く興味や関心を持ってもらうのが狙い。4月から全8小学校を対象に始める。市では新たに臨時職員などを募集している。発表によると、派遣が予定されているのは、市立中5校に勤務する英語教諭11人全員と、市費で新たに採用する臨時職員5人。中学での授業の傍ら、同じ学区の小学校で、年間35コマの授業を進める担任のサポート役を務め、授業計画の立案を支援する。これまで市立小の5・6年は「総合的な学習の時間」を利用し、年間25～35コマの授業の中で、担任が英語のあいさつや、簡単な歌やゲームを通して英単語や会話表現を教えていた。今回の派遣で、態勢が2人になり、きめ細かい指導が期待できるうえ、顔見知りの教諭がいることで、進学後の不安を取り除くなどの効果があるという。市学校教育課は「英語の指導に慣れていない小学校の先生もいる。教える側の不安解消にもつながれば」としている。
2010/1/29	**朝日新聞** **保育所定員5年で27万人増、政府の子育て支援策** 政府は29日、2010年度から5年間の子育て支援策の方向性を定めた「子ども･子育てビジョン」を閣議決定した。認可保育所に入れない待機児童の解消を目指し、ニーズが大きい3歳未満児向けの定員を年5万人程度増やして、5年後には今より27万人多い102万人とする数値目標を掲げた。約2万5千人いる待機児童対策では、待機児童の約8割を占める3歳未満を重視。保育所の整備に加え、小中学校の空き教室や幼稚園などを活用することで、現在は3歳未満児の4人に1人程度しか利用できない状況を､3人に1人に改善させる。3歳以上も含めた保育所全体の定員を現在の215万人から、5年後には241万人まで増やす。働き方の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育の受け入れ目標もそれぞれ17万人増、5万人増とした。放課後に小学生を預かる放課後児童クラブ（学童保育）も30万人の大幅増を目指す。
2010/1/31	**毎日新聞** **外国人学校：不況と闘う** 長引く不況が外国人学校を直撃している。とりわけ製造業の現場で働いてきたブラジル人が次々と職を失い、子どもたちが退学を余儀なくされている。生徒数の減少で経営危機に陥った学校現場では、教育を守る懸命な努力が続き、草の根の支援活動も始まった。ブラジル人学校は07年に全国で100校を超えていたが､統合や休校､閉鎖が相次ぎ、

DATE	DOCUMENT
	09年10月末には83校に減少。12月末にも栃木や浜松などの数校が閉鎖された。
2010/2/1	**読売新聞** **小学校にも児童支援専任教諭** 横浜市教委は来年度、いじめや暴力行為、不登校など、学校が抱える問題に専門的に対応する「児童支援専任教諭」を小学校70校に配置する。5年間で市内全346小学校に広げる計画で、個別の問題を、学級担任と管理職だけで抱え込みがちな小学校の負担軽減を図るのが狙い。文部科学省は「小学校に置くケースはあまり聞いたことがない」としている。市教委などによると、専任教諭は、中堅やベテランの教諭から各校1人を選ぶ。小学校では、教諭の授業は週24～28コマ程度だが、専任教諭はコマ数を大幅に減らし、不足分を新たに派遣する非常勤講師に受け持ってもらう。初年度は、非常勤講師の人件費として約1億1800万円を予算計上する方針。専任教諭を小学校に配置する背景には、「荒れ」の低年齢化がある。市内の全市立校513校では、昨年度の暴力行為は過去最悪の3397件に上り、前年度から532件の大幅な増加となった。増加率では、中学校が前年度比14･7%増だったのに対して、小学校は同40・5%増と深刻な事態になっている。小学6年の男子児童が同級生とケンカになった際、仲裁に入った同級生の父親を殴るなど、「規範意識の欠如は甚だしく、学校内で暴力が収まらない状況」（市教委担当者）にある。さらに、いじめは減少傾向にはあるものの、昨年度は市内の小学校で約400件が確認されている。市教委では、すでに中学校全校に生徒指導の専任教諭を置いているが、小学校にも広げることで、警察や地域との連携を強めるほか、専任教諭を含めた学校全体で問題をとらえることで、小学校の組織強化を図るという。
2010/2/2	**毎日新聞** **国歌不起立：教職員氏名、収集継続　審査会答申に反し ?? 神奈川県教委** 神奈川県教育委員会が国歌斉唱時に起立しなかった教職員の氏名を収集し続けている問題で、県教委は2日の定例会で、収集を継続する方針を決めた。県個人情報保護審査会は1月20日、07年に続いて「県条例で取り扱いを禁じる思想信条に該当する」と収集した情報の利用停止を求める2回目の答申を出したが、再び収集を強行することになった。定例会では、情報収集について「思想信条に触れないのが大前提」との意見が大勢を占め、出席した委員5人が継続を了承、これまでに収集した情報も破棄しないことを決めた。答申の順守を求める市民団体の請願は不採択とした。この問題では、教職員らの不服申し立てを受けた審査会が07年10月に収集した情報の利用停止を答申。これを受け県教委が条例の運用について諮問した県個人情報保護審議会も08年1月に「収集は不適当」と答申した。県教委は07年春までの情報を破棄したが、審議会答申が「最終的な職権行使は県教委に委ねられている」との判断を示したことなどから08年以降も収集を続けていた。

DATE	DOCUMENT
2010/2/3	**朝日新聞** **区立の全小中学校に「読書科」新設へ　東京・江戸川区** 東京都江戸川区教育委員会は今春から、区立の全小中学校106校で独自の新教科「読書科」を新設することを決めた。読書離れ、活字離れが言われるなか、子どもたちにしっかり本を読ませ、「生きる力」を養うのがねらいだという。区によると、自治体が読書に絞った教科を設置するのは全国初だという。区教委は、とりあえず2010～11年度は週に数回、朝や下校前の10～15分間を読書時間にあてる形で実施する。試算では、年間に16～25時間程度確保できるという。どんな本を取り上げるかなど、具体的な進め方は各校に委ねるとしている。地域ぐるみで子どもの読書意欲を高めるために、地元の大人による図書ボランティアも拡充する。区教委は2年間の実施状況を踏まえた上で、12年度からは文部科学省の「教育課程特例校制度」を活用し、国語、算数などの一般教科と同じ位置づけで通常の授業時間内に組み込むことを検討している。通知表で成績を評価することも検討しているという。
2010/2/15	**朝日新聞** **教員養成6年制、議論始動** **免許更新制と調整　課題** 先生の質を高めるため、免許制度を抜本的に見直し、大学の教員養成課程を6年制（修士）とする民主党マニフェストに沿った動きが文部科学省で始まった。文部科学省内で1月中旬から週1回、教員養成の改革に向けた論点整理をする会議が始まった。副大臣や事務方の文科審議官をトップに関係局長、課長も出席するなど、改革に向けて意欲を感じさせる布陣だ。教員の資質向上についての意見を、大学関係者や学校、保護者から求めることも発表。今の養成システムの課題や提案を大学に求めたり、ネットで募ったりする。提案は3月まで受けつける。春には中央教育審議会（文科相の諮問機関）に、改革を議論する新たな部会を設ける方向で検討している。鈴木寛・文科副大臣は、さまざまな場で、「教員養成の新たな仕組みを盛り込んだ法案を2011年の通常国会に提出する」と述べている。言葉通りなら、今秋には法案のもとになるシステムの骨格を固める必要がある。議論は、この春から秋までがヤマ場となる。当初、民主党マニフェストの記述もあり、教員養成を現行の4年から6年にする「6年制」に焦点があたってきた。多くの課題を抱える学校現場で悩む教員の質を、修士での免許状にすることで知識、対応力をアップさせる考え方だが、そもそも「4年制で育った教員のどこに問題があるか」についての議論は明確ではない。むしろ、最近は「教員の質向上」という基本に立ち返った議論が強調され始めた。中教審総会でも鈴木副大臣は教員養成の改革について、6年制のうちの修士期間2年に言及し、「2年かどうかも含めて議論してほしい」と話した。
2010/2/12	**産経新聞** **小2男児、学年途中から「女児」性同一性障害で** 埼玉県内の公立小学校が昨年9月、小学2年の男児（8）の性同一性障害を全校生徒に告げ、女

DATE	DOCUMENT
	児として学校生活を過ごすことを認めていたことが12日、県内の教育関係者への取材で分かった。関係者によると、在校中の児童の性同一性障害を公表し、生活上の性別を切り替えるケースは極めて異例という。関係者によると、児童は男児として扱われることに違和感を覚え、昨年2月に医療機関を受診。性同一性障害と診断され、医師が「女性として扱う配慮が望ましい」などとの意見を付けた。保護者から「女の子として通学させたい」などと要望を受けた学校側は、児童への配慮が必要と判断。昨年9月、校長が全校生徒に児童の性同一性障害を公表した。また、児童の母親がクラスの保護者に事情を説明し、女児として学校生活を過ごすことが認められたという。児童の学籍は戸籍と同様に男児のままだが、児童はスカートをはいて登校し、トイレは女性教員用を使用。体育の授業や男女別に整列する際などでは、女児として扱われているという。
2010/2/17	**産経新聞** **大学入試センターに質問書** **つくる会** 今年1月の大学入試センター試験で外国人参政権をめぐる不適切な設問が指摘された問題で、「新しい歴史教科書をつくる会」（藤岡信勝会長）は同センターに質問書を送付し、設問に対応する記述がある教科書は現行17種類のうち35％の6種類にすぎないといった疑問点を指摘、同センターに回答するよう求めた。同センターはこれまで「多くの教科書に準拠した出題で全く問題はない」とする見解を示していた。批判が出ているのは、「現代社会」で日本の参政権をめぐる4つの選択肢から適当でない記述を選ぶ問題。選択肢の一つに「最高裁判所は外国人のうちの永住者等に対して地方選挙の選挙権を法律で付与することは憲法上禁止されていないとしている」とあり、センターは他の選択肢を選ぶことを正解とした。10日付で送付された質問書では、センターの「多くの教科書」という見解には無理があるとした上で「何％の教科書が記述していれば試験問題として作成可能な『多くの教科書』と言えるのか」をただした。また、一橋出版の教科書には「最高裁判所は1995年2月に永住外国人にも地方参政権を認める余地のある判断を示したが、2000年6月の判決では、地方参政権を日本国民に限っている公職選挙法などを合憲とした」とする記述があり、「この教科書を使用した受験生が当該設問に解答し得るとした理由」にも回答を求めるなどした。さらにこの判決で地方参政権付与が「憲法上禁止されているものではない」とある記述が傍論にすぎず、判決として効力を有する本論部分の結論と異なる点を踏まえての出題だったのかなどをただしている。
2010/2/23	**読売新聞** **中高卒の若者失業率、** **14・2％…過去最悪** 総務省が22日発表した2009年の労働力調査の詳細集計（速報）によると、15～24歳の若年層のうち、中高卒の完全失業率が年平均で14・2％に達し、過去最悪を記録した。昨年の厳しい雇用環境が主に若者を直撃したことを示している。また、正社員

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	から失業者になった人も08年に比べて22万人増と過去最大の上昇幅となり、正社員も安泰ではない状況を改めて裏づけた。09年平均の失業率は5・1％と過去最悪の水準だった。このうち、15～24歳で、最終学歴が高校や中学などの「高卒等」の失業率は14・2％に上り、現行方式での調査を始めた02年以降で最悪となった。「大卒等」の8％、「短大・高専卒」の5・9％に比べて高く、また、25～34歳の「高卒等」の8・4％よりも極端に高いことから、特に不利な状況にある様子がうかがえる。一方、09年の完全失業者は336万人で、08年に比べて71万人増と、上昇幅は過去最大だった。このうち、過去1年間で正規の職員や従業員から離職した人は80万人に上り、08年に比べて22万人増加した。		声録音して記録したり、テキスト化した授業内容を読み上げ機能を使って音で聞いたりすることができる。視覚障害を持つ子どもには文字や画像の拡大機能が役立つ。コミュニケーション面では、会話が苦手でもメールやカメラで撮った写真を通して意思疎通ができる。また、筋ジストロフィーなどで手の力が弱くても、電子辞書はページをめくる動作なしに指先で操作できる。タッチパネル型の電話なら手をほとんど動かさずに文字が書ける。手で持たなくても会話できるスピーカーフォンも便利だ。マニュアル作成のために昨年、全国の養護学校など11校に米アップル社の「iPhone（アイフォーン）」など携帯電話34台を配布。東大先端科学技術センターの中邑賢龍教授（人間支援工学）ら研究室のスタッフが学校に出向き、さまざまな機能を検証してもらった。ADHDを抱える児童の場合、タイマー機能を使って時間の経過を画面で示すと気が散りにくくなる効果があった。自閉症で会話しない児童が、メールを送ったスタッフの目の前で「きょうは楽しかった。ありがとう」と返信して親を驚かせた例もあった。中邑教授は「子どもの携帯電話の所持には抵抗感を持つ人が多いが、障害を持つ子どもにとっては社会参加を促進し、劣等感や疎外感を取り除くために有効な道具。学校現場や保護者に活用を浸透させていきたい」と話す。今後、マニュアルをテキストにした講習会を要望に応じて開いていく。
2010/2/24	**読売新聞** **障害持つ子、携帯で学習支援…手引を作成** 携帯電話には、文字拡大や電子辞書、タイマーなど、学習支援に活用できる機能が多くある障害を持つ児童・生徒の学習を支援する携帯電話の活用マニュアルを、東京大学とソフトバンクモバイル（東京都港区）が作成した。携帯電話のカメラや辞書、音声録音、読み上げ、タイマーなどの機能を活用した99の事例を紹介。インターネットで入手できる。マニュアルは17ページ。自閉症や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害など9種類の障害別に、携帯電話の17機能の活用方法を一覧表にまとめ、具体的な事例も盛り込んでいる。読み書きに障害のある子どもは、授業を音		

DATE	DOCUMENT
2010/2/27	**読売新聞** **視覚重視「全員わかる授業」** 視覚に訴えたり発言しやすい雰囲気にしたりするなど、発達障害を持つ児童に有効とされる手法を通常学級の授業にも取り入れる動きが広がっている。小学校の教員らでつくる「授業のユニバーサルデザイン研究会」(東京)が昨年5月に活動をスタート。先月23日には関西支部が発足した。同研究会代表の桂聖・筑波大付属小教諭は全員一緒に理解させるためには、授業の視覚化が欠かせないという。同研究会は、国立特別支援教育総合研究所総括研究員の広瀬由美子さんや桂教諭らで設立。クラスみんなが理解できる授業を目指して勉強会を始めたところ、会員数は関東の教員らを中心に約250人に増えた。これまで勉強会を月1回開催し、集中力を持続させるための授業方法などについて意見交換してきた。関西支部に続き、中国支部の設立も検討している。同研究会の初めての全国大会は27日、東京都文京区の筑波大付属小で開かれる。
2010/2/28	**産経新聞** **教員人事権　大阪府から5市町に移譲へ　全国初、23年度実施目指す** 都道府県教委が持つ市町村立小中学校教員の人事権について、大阪府北部の5市町が府から権限移譲を受け、広域で教員採用などを行う方針を決めたことが27日、分かった。地方分権を進める橋下徹知事の強い後押しを受けた取り組みで、実現すれば全国初の試みとなる。市町側の自由裁量で特色ある教育が期待できる半面、地域間の教育格差や恣意的な採用につながる恐れもあることから、5市町は5月にワーキンググループを発足させて具体策を検討し、平成23年度からの実施を目指す。市町村立の小中学校教員の採用や処分、異動に関する人事権、学級編成基準の決定権は、関係法などで都道府県教委がもつと定められている。一部は政令市にも権限があるが、一般の市町村にはない今回、権限移譲を求めるのは大阪・北摂地域の池田、豊中、箕面の3市と豊能、能勢の2町。牽引役の倉田薫・池田市長は、小中学校は市町村立なのに教員は都道府県職員という“ねじれ”をいびつと批判。市町村が独自に教員を採用でき、小人数学級の編成も自在に行えるようになれば「地域ごとに特色ある教育が可能になる」と強調する。橋下知事が実現に強い意欲を見せるこの試み。人事権と給与などの予算権をセットにして市町村に移譲する構想を打ち出していた。給与についても都道府県教委に金額を決める権限があり、教員の定数に応じた額を国と都道府県が1対2の割合で負担している。構想が実現すれば、市町村が独自に給与額を決めて優秀な教員を獲得しやすい環境を整備することもできる。
2010/3/2	**朝日新聞** **奨学金、給付型導入なし　政権交代後も拡充は有利子貸与のみ** 大学生の学業を支援する奨学金。国の新年度予算案では教育費負担軽減策として、その充実がうたわれ、1兆円超の事業費が盛り込まれた。だが、拡充されたのは主に利子がある貸与分。返還不要の給付型の導入を望ん

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	でいた関係者からは失望の声も出ている。高等教育を社会でどう支えるべきかという本質的議論は、政権交代後も盛り上がりを見せない。「進学機会を奪わないで！」「お金の心配なく学びたい」。2月20日、東京･渋谷駅前。学生らが次々とマイクを握り、日本学生支援機構が進める奨学金回収強化策の撤回を求めた。日本の公的奨学金事業を担う機構は、増え続ける滞納対策として、4月から、滞納者情報を個人信用情報機関に通報する制度を始める。通報された者は銀行ローンを組めなくなったり、クレジットカードを作れなくなったりするなど、生活に大きな支障が出る可能性がある。機構の奨学金は貸与のみで、無利子と有利子の2種類。返還免除が受けられるのは大学院生の一部成績優秀者だけだ。貸し倒れの危険がある「リスク管理債権」に当たる3カ月以上の滞納額は昨年度末で2386億円と、3年前より522億円増えた。機構や文部科学省は「返還金は次の奨学金の原資に充てている。回収強化は必要」としており、昨年の行政刷新会議の事業仕分けでも「借金を踏み倒せば社会的制裁がある」などと厳しい声が飛んだ。だが、滞納者を取り巻く状況は厳しい。昨年度の滞納理由は「低所得」の39・6％がトップで、「親の債務返済」も36・4％。6カ月以上の滞納者の84％は年収300万円に達しない。そもそも有利子型は、根幹の無利子型を補う措置だったが、08年度の貸与実績は無利子型が34万8千人、2479億円に対し、有利子型は76万2千人、6446億円。無利子型は10年前からほぼ横ばいだが、有利子型		は人数で約7倍、額で10倍に増えている。背景には、独立法人化や小泉改革で、収益性など民間の発想が重視されたことがある。結果､機構の奨学金は望めば、有利子型ならほとんど利用できるようになった｡学部生でみると、現在は3分の1が貸与を受けている。入学後から上限の金利3％で月12万円借りた場合、卒業時には800万円近い借金を背負うことになる。
		2010/3/4	**朝日新聞** **学力調査、全国の7割が参加へ** **抽出漏れで** 小6、中3を対象にした全国学力調査は今年4月実施分で全員参加から3割の抽出式に転換するが、抽出からもれた学校の61％が文部科学省に参加を求めていることが4日、わかった。すべての学校が参加を求めているところも11県ある。この結果、抽出で選ばれたところと合わせ、全国の73％の学校が学力調査を受ける見通しとなった。学力調査が抽出式になった背景には、従来の全員参加型について「地域間の学力コンテストになり、競争心を過度にあおっている」と批判されたこともある。ただし、一方で学力向上を求める保護者は多く、各教育委員会や学校はその声に押されて国に参加を求めた格好だ。多くの学校が参加することにより、自治体別、学校別の成績開示の是非をめぐる問題も再燃しそうだ。 文科省は、抽出から外れた学校についても、希望すれば同じ問題を無料で提供することにした。採点や分析は教委、学校側の自己負担で、国の全体の集計・分析には含めないこととされている。文科省は

DATE	DOCUMENT
	昨年末に抽出対象の学校約1万校を決定。その後、都道府県教委を通じて抽出から外れた学校の意向をたずねたところ、小中合わせて約1万3900校が参加を希望した。これにより、4月には合計で全国の73％の学校が参加することになる。抽出から外れた学校の参加希望率が100％だったのは秋田、石川、和歌山、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の11県。最も低いのは神奈川県の9％で、愛知県（12％）、群馬県（16％）なども低かった。東京都は54％、大阪府は92％、北海道は81％だった。
2010/3/5	**産経新聞** **知的障害越え“奇跡”の就職内定 9割　高校生の頑張りと指導法** 知的障害のある生徒が通う大阪府立たまがわ高等支援学校（東大阪市）で今春卒業予定の就職希望者のうち、約9割の生徒の就職が内定したことが5日、分かった。長引く不況で就職難が続き、府内の高校生の就職内定率が67・9％と低迷するなか「奇跡的な数値」と話題を呼んでいる。森均校長は「不況のなか生徒たちががんばった。子供の将来を不安に思う保護者も多いが、働いて自立もできると明るい光が差してくる」と声を弾ませている。たまがわ高等支援学校は、平成18年に開校。昨春に卒業した1期生の就職率も8割を超えた。就職先はスーパーや工場、運送会社など多岐にわたる。府教育委員会によると、15年度の知的障害のある生徒の就職率はわずか13・7％だったが、同校の躍進で、府全体の障害者の就職率も上昇。今春の入試では1・95倍と支援学校としては異例の高倍率となった。人気の高まりで、府は同種の支援学校を増設する計画だ。高い就職率の背景には、職業実習を中心にした独自のカリキュラムがある。授業時間の半分を職業訓練に充て、働く意識を強く持たせる狙いがあるという。
2010/3/7	**毎日新聞** **高校無償化：国交の有無で区別せず 文科相「客観的に判断」** 高校無償化法案の本格審議が5日、衆院文部科学委員会で始まり、朝鮮学校を支給対象とするかについて川端達夫文部科学相は、国交や民族教育の有無では区別しない姿勢を強調した。川端文科相は「ここを入れよう、ここを排除しようという立場で議論はしていない。検討しているのは（支給基準となる）高校の課程に類するかどうかを客観的普遍的にどのように判断するかだ」と述べた。池坊保子氏（公明）は東京朝鮮中高級学校（東京都北区）への視察に触れ、「他の学校と同じように無償化の対象になるべきだと考えた」と発言。馳浩氏（自民）も「政治、社会、外交状況で教育の現場は左右されてはならないのではないかというのが私の質問の本音」と述べた。
2010/3/11	**朝日新聞** **教員の違法な政治活動、自民などが罰則法案** 自民党とみんなの党は10日、教員が違法な政治活動をした場合、3年以下の懲役か100万円以下の罰金を科せられるようにする教育公務員特例法の改正案を衆院に提出した。北海道教職員組合が民主党の小林千代美衆

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	院議員陣営に違法な選挙資金を提供したとされる事件を受けてのことで、自民党の義家弘介参院議員は記者会見で「法律違反の行為を断れる根拠をつくってほしい、という声は教員からもきている」と語った。 北教組が加盟する日本教職員組合（日教組）は民主党の主要な支持団体の一つで、衆院で民主が多数を占める現状では、法案がすぐに通る状況ではない。ただし、世論の批判を受け、鳩山由紀夫首相は国会答弁で同法の見直しに言及。民主党内にも「国民の広い支持を得ることを考えれば日教組との関係にこだわらない方がいい」という声が出ており、今後議論が進む可能性がある。教育公務員特例法は18条第1項で教員の政治的行為を制限する一方、第2項では、違反しても刑事罰は受けないとしている。1954年の同法改正時、国会で「教員のことは教育界の内部や教育行政の手によって矯正されるべきだ」という意見が出て、刑事罰が見送られた経緯がある。	2010/3/12	**朝日新聞** **朝鮮学校の教育内容、第三者機関が検証へ　4月に設置** 高校無償化制度をめぐり、鳩山内閣は12日、4月のスタート時に全国の朝鮮学校を除外した上で、教育内容を検証するための第三者機関を同月中に設置する方針を固めた。朝鮮学校の生徒を国費で支援することについては拉致問題などとからめて強い反対論がある一方、「差別的な扱いをすべきではない」という反論も多い。政府として客観的に教育内容をチェックした上で、除外の是非を検討する必要があると判断したという。第三者機関でくわしく調査した上で、仮に「日本の高校に類する教育が行われている」という判断が出れば、無償化の除外措置を解除することも視野に入れている。朝鮮学校をめぐり、政府は「教育課程を本国の北朝鮮に確認できない」として制度から除外する方針を固めている。一方で、世論の流れによってはこの判断がアキレス腱になる可能性もあり、政府として検証を尽くした形をとるべきだと考えた。

●いんふぉめーしょん/子どもの人権連 No.124・125 /2010年3月号 2010年3月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人　子どもの人権連事務局

◆事務局　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋２の６の２　日本教育会館6F

TEL・FAX 03（3265）2197　e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:http://www.jinken-kodomo.net/

郵便振替／00180-8-18438（子どもの人権連）

年会費＝個人（１口）5,000円、団体（１口）10,000円